



NEW CHALLENGES
NEW SOLUTIONS

DOING BUSINESS IN RUSSIA 2026

日本語版



はじめに

B1 グループには、B1-Consult LLC、B1-Audit LLC、B1-IT LLC、B1 Academy of Business LLC 等の複数のロシア法人があります。

これらの法人は1989年にモスクワに本社を置き、現在、ロシアの11都市(モスクワ、サンクトペテルブルク、ノボシビルスク、エカテリンブルク、カザン、クラスノダール、ロストフ・ナ・ドヌ、ウラジオストク、チェリャビンスク、サマラ、トリヤッティ)に拠点を有し、4,000名以上の従業員がプロフェッショナル・サービスをご提供しております。

ロシアでは35年以上にわたり、全産業セグメントにわたる幅広い知見と、困難なプロジェクトを遂行する豊富な経験を蓄積してまいりました。これにより、高度な専門知識と実践力を兼ね備えた強力な専門家チームを結集しています。

税務・法務サービスは、B1-Consult LLC を通じてご提供しておりますが、ロシア法の規制およびビジネス環境の最新動向に関する助言、買収および売却に関するサポート、税務・法務の観点から、日常的なビジネス機能を最も効率的に構築・管理する方法に関するアドバイスとガイダンスなどの分野においてクライアントを支援しています。

ロシアおよび世界全体における最近の政治や市場動向は、株主や会社経営者に多大な不安を引き起こしています。しかし同時に、これは新たな機会を生み出しています。弊社は、クライアントが現在および将来の課題に直面し、新たな機会が生じた際にその恩恵を十分に受けられるよう、確固たる支援を提供します。具体的には、クライアントが必要とする解決策を見つけ、事業を成長・変革させ、財務資本および人的資本を強化することをお約束します。

Yulia Timonina

Partner; Tax, Law and Business Support Leader

B1-Consult LLC

本ガイドは、ロシアの投資家に影響を与える主要なロシア法規制と税務について 2026 年 2 月 1 日で有効な法律を基に作成しております。ロシアでは、法令の改正が度々行われており、税制の解釈が明解でない取引も多々あります。その為、いかなる措置を取られる前にも、個別に専門家のアドバイスを受けられることをお勧めします。より直近の法制や税制に関する最新動向の情報については、<https://b1.ru/en/>をご参照ください。

目次

01. ロシアの概要	2
02. ロシアで事業を開始するための準備事項	4
ロシアにおける事業形態	4
基本的なコーポレートガバナンス要件	4
会社法: 主要事項	7
契約法	13
知的財産法: 主要事項	15
個人データの保護及びプライバシー	18
金融システム	19
為替管理法	22
対露制裁への対抗措置	23
03. 会計および税務コンプライアンス、報告要件	23
ロシア法人に対する主な法定要件	23
VAT および物品税	26
石油・ガスへの課税	27
移転価格税制	28
ロシアにおける会計・税務会計および報告の自動化について	30
タックスモニタリング - 協力的なコンプライアンス制度	30
税務行政と税務管理体制	31
ロシア源泉所得を受け取る外国人投資家	32
04. 雇用に関する事項	37
個人所得税	37
社会保険料	38
入国管理法	40
05. 優遇措置、特別税制および支援措置	42
IT 企業に対する税制優遇措置	42
特別投資契約	42
06. ロシアにおける通関規制	45
07. ブラウンフィールド(既存事業の買収)	48
08. 外国による対露制裁の概要	49
巻末資料 1: B1-Consult 税務・法務サービス	50
巻末資料 2: B1 事務所	54
巻末資料 3: 2022~2026 年日系企業向け主なセミナー	55

01. ロシアの概要

人口	約 1 億 4 千万人(世界 9 位) 出所：ロシア連邦統計局
面積	1,638.1 万 km ² (世界 1 位、日本の約 45 倍) 出所：ロシア連邦統計局
購買力平価 (PPP)	2025 年 7.2 兆ドル (世界 4 位) 出所：国際通貨基金 (IMF) および『リア・ノーボスチ』のデータ
経済成長率 (実質 GDP)	2025 年 +1% 2026 年予測 +1.5% 出所：国際分析機関
インフレ率	2025 年 8.7%、2026 予測 5.1-5.6% 出所：ロシア中銀
財政収支	2025 年 721 億ドルの赤字(歳入 4,764 億ドル、歳出 5485 億ドル) 出所：ロシア財務省
貿易収支	2025 年 1,393 億ドルの黒字(輸出 4,183 億ドル、輸入 2,790 億ドル) 出所：ロシア連邦税関庁

以下は、\$1=156.87 Yen \$1=78,2667 Ruble で換算

ロシアの貿易

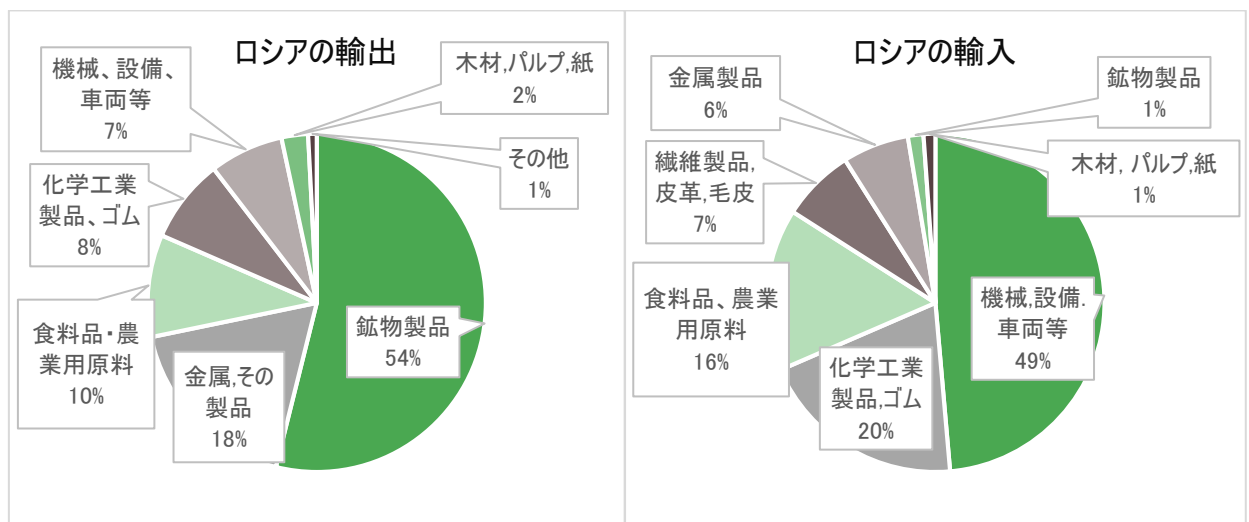
2025 年、ロシアの輸出額は、石油価格の下落を背景に 4,183 億米ドルに減少(2024 年比 3.7%減少、制裁前の 2021 年と比較すると 14.9%減少)。鉱物資源の輸出全体に占める割合は 54%に低下した。その他の品目の輸出額は、食品以外は、前年比で増加した。

2025 年のロシアの輸入は 2,790 億ドルとなり、2024 年比で 1.4%減少、制裁前の 2021 年比で 4.9%減少。主要輸入品である機械・設備・輸送機械が減少する一方、消費財(食料品・繊維)の輸入は増加した。

ロシア最大の貿易相手国は中国であり、ロシア輸出の 27%、輸入の 36%を占めている。ロシアは中国向けに石油、石炭、LNG、パイプラインガス、非鉄金属を輸出しているが、年末にかけて、ロシア産石油の価格割引幅が拡大した。一方、中国からは各種機械を輸入している。

2025 年、ロシアの貿易全体に占める EU のシェアは、輸出(EU 向け)が 7%、輸入(EU からの輸入)が 12%にとどまり、貿易相手国としての EU の重要性は徐々に低下している。ロシアから EU への輸出は 311 億ドル(前年比 21%減)であり、特に天然ガスや石油といったエネルギー資源の供給が減少。一方、ロシアの EU からの輸入は 340 億ドル(同 2%減)であり、うち医薬品は 110 億ドル(同 19%増)と増加しており、ロシアの欧州医薬品への依存は依然として続いている。

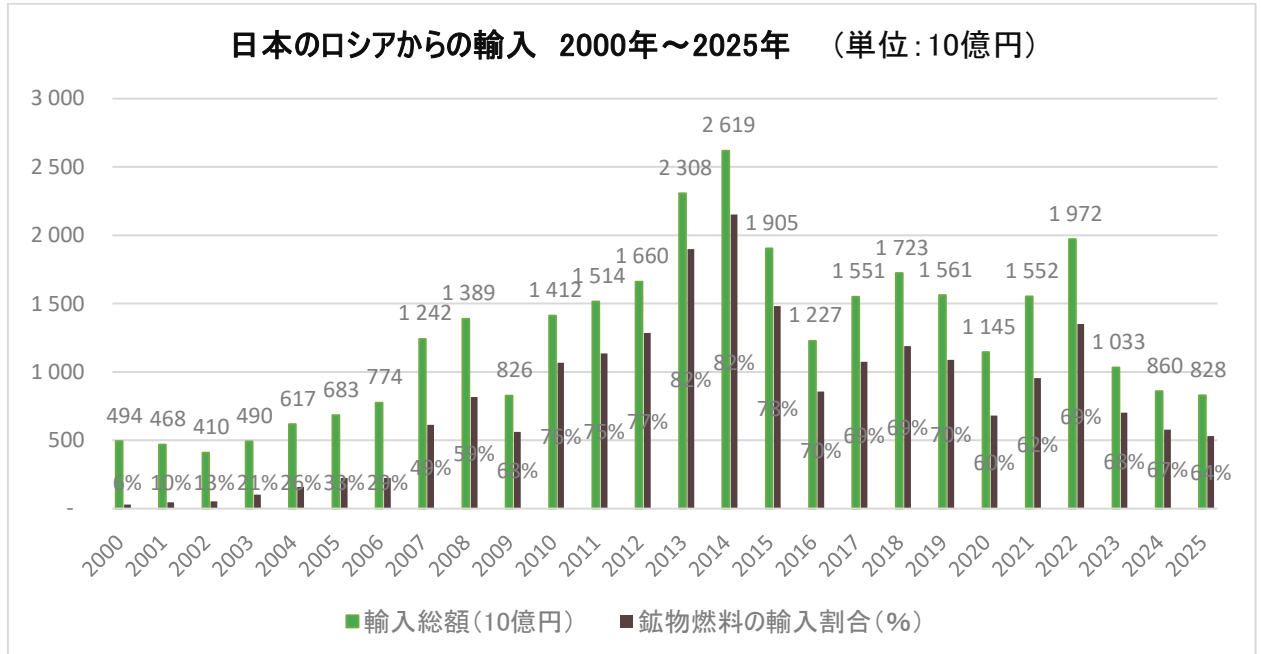
2025 年、ロシアの貿易全体に占める米国のシェアは、輸出(米国向け)が 0.9%、輸入(米国からの輸入)が 0.2%と、引き続き限定的である。米国によるロシア製品の輸入は、窒素肥料(11.7 億ドル、同 89%増)とウラン(10.6 億ドル、同 62%増)が増加した一方、白金や配合肥料は減少した。米国からロシアへの輸出は、医薬品(1.95 億ドル、同 47%増)や医療・光学機器(1.69 億ドル、同 10%増)が増加した。



出所:ロシア連邦税関庁

日露貿易の推移

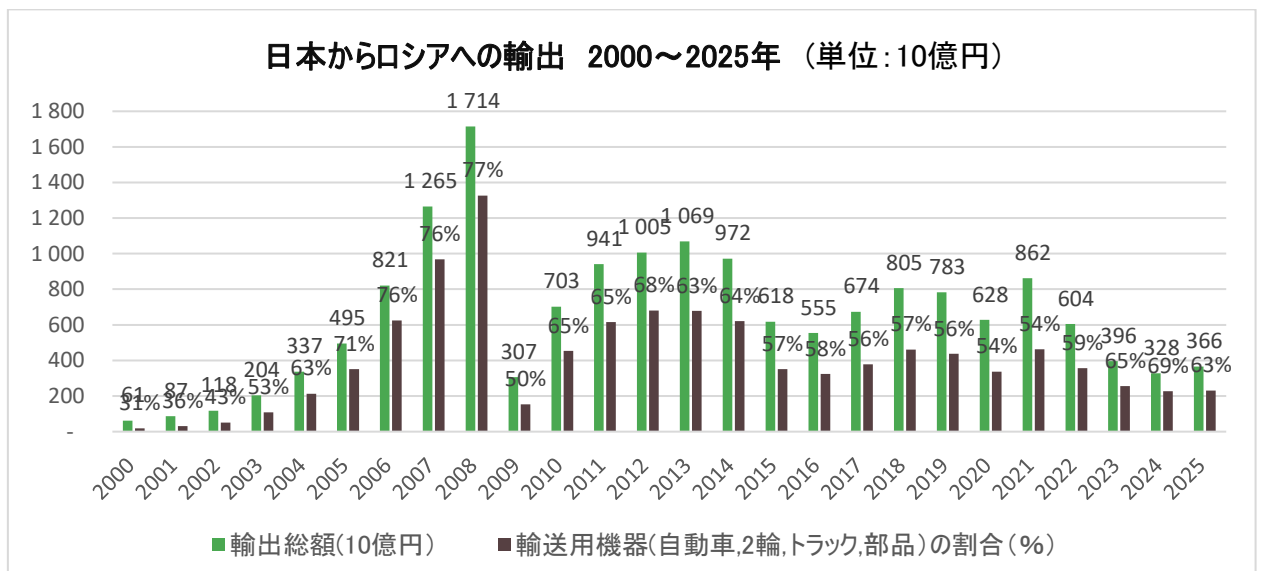
2007年以降、日本におけるロシア産石油の輸入量は増加し、ロシアからの輸入は鉱物性燃料を中心に推移してきた。2014年には鉱物性燃料の輸入額が2兆円(127億ドル)に達し(内訳:石油1兆1,249億円=72億ドル、LNG7,039億円=45億ドル)、総輸入額は約2兆6,815億円(171億ドル)でピークを記録した。しかし2022年以降、これらの輸入は減少傾向に転じ、2025年の輸入総額は8,280億円(53億ドル)留まっている。日本はロシアにとって総輸出先の1.3%にすぎない。



出所:日本の財務省「貿易統計」

日本からロシアへの輸出は、輸送用機械(自動車、二輪車、バス、トラック及びそれらの部品)や一般機械(建設・鉱山用機械、荷役機械を含む)などの機械類が中心である。2022年以降、制裁の影響により機械の輸出額は減少した。

2025年の対ロシア輸出総額は3,665億円(23億ドル)となった。これは2021年の8,623億円(55億ドル)と比較して58%の減少である。品目別では輸送用機械が2,302億円(15億ドル、構成比63%)と引き続き最多を占める。一方、たばこ・飲料の輸出額は前年の76億円(0.5億ドル)から413億円(2.6億ドル)へと約5倍(前年比337億円=2.1億ドル増)に増加した。この結果、2025年の輸出総額は前年比11%(388億円=2.5億ドル増)の増加となった。日本はロシアの総輸入先の0.8%にあたる。



出所:日本の財務省「貿易統計」

02. ロシアで事業を開始するための準備事項

ロシアにおける事業形態

外国企業が、ロシアにおいてロシア法人を設立することなく、外国法人の支店、駐在員事務所、または独立した部門(subdivision)を設置することで事業を行うことが可能である。これらの事業形態は、ロシアの会社法に定められたコーポレートガバナンス、純資産、特別取引等の諸規則の適用を受けない点に特徴がある。他方で、ライセンスの取得など、特定の活動内容に制限が生じる場合がある。

▶ 駐在員事務所

駐在員事務所は、ロシアにおける外国企業の支部(subdivision)と位置付けられ、独立した法人ではない。ただし、ロシア税務当局の認証を受ける必要がある。この認証に有効期限はない。さらに各種社会基金、その他の公的機関への登録も要する。その活動は、本社の利益の代理および保護に限定され、主たる活動は、ロシア市場に関する情報収集及び本社の広告・宣伝活動である。商業活動を行うことは認められていない。

▶ 支店

支店も独立した法人ではない点は駐在員事務所と同様であり、税務当局の認証やその他の機関への登録を要する。しかし、駐在員事務所とは異なり、商業活動を含む本社機能の全部または一部を遂行することができる。なお、支店は独立した法人格を有しないため、その権利義務はすべて当該支店を設立した外国法人に帰属する。このため、支店は、ロシア法人のみを対象として発行されるライセンスを要する活動など、特定の事業には適さない場合がある点に留意が必要である。

▶ ロシアにおける子会社の設立、または既存のロシア企業への出資

外国企業はロシアに子会社を設立することが可能である。ロシアで最も一般的な法人形態は、有限会社(LLC)および株式会社(JSC)である(詳細は後述)。また、新たに法人を設立する代わりに、既存のロシア法人の株式を取得する方法もある。外国投資家(法人か個人かを問わない)は、ロシア法人の株式を最大100%まで保有できる。

▶ シンプル・パートナーシップ

外国企業は、現地パートナーと共同活動契約を締結し、シンプル・パートナーシップを組成することができる。シンプル・パートナーシップは、法人格は無く、パートナー間で資産を拠出し合い共同活動を行うことを可能にする。シンプル・パートナーシップの管理および法令遵守の責任は、パートナーのうち1名が負う。

基本的なコーポレートガバナンス要件

ロシアの法制度

ロシアの法制度は、大陸法(成文法)である。判例法の国とは異なり、主要な法源は、立法機関や行政機関が採択した制定法や規則である。

ロシアの立法は、連邦政府レベルと地方政府レベルに区分される。地方政府の政令は、連邦法に従属する。

連邦法は、ロシア連邦議会によって採択され、ロシア全土で適用される。中核的な法規則は、法典(Code)と称される連邦法にまとめられている(例:民法、税法、刑法、労働法、行政違反法、家族法、土地法など)。その他の連邦法は、法典が定める枠組みを補完する役割を果たす。すなわち、法典の一般規定に対して具体化するもの(例:有限責任会社法や株式会社法は、民法の一般規定に沿った詳細規則を定めている)や、法典の対象外となる分野を規律するもの(例:為替管理法、競争法、許認可法など)がある。

ロシアの大統領は、連邦法の施行に必要な特定の事項に関する命令を採択する。また、ロシア政府は、連邦法および大統領令に従う形で、政令や規則を発行する。

さらに下位の規制として、連邦省庁などの国家執行機関が、所掌事務の範囲内で規則を定めている（例：運輸省、連邦税務庁、連邦反独占庁、連邦税関庁など）。

地方政府の政令は、環境、行政、住宅など、憲法上「ロシア連邦とその構成主体の共同管轄」に属する分野について採択される。（これに対し、犯罪活動、金融制度、軍事問題などは「連邦政府の専管管轄」に属する。）各地方政府の立法機関が地方政府の政令を採択し、その執行は、当該地域内でのみ効力を持つ。

ロシアの裁判所による判決は、個別事件の判断として扱われ、他の裁判所を形式的に拘束するものではない（すなわち、先例としての法的拘束力はない）。ただし、実際の運用では、裁判官は他の裁判所の法的立場を考慮に入れる。また、最高裁判所は、法律の解釈や事例の整理を目的とした規範を採択することができ、これはすべての商業裁判所および一般裁判所の指針となる。ただし、最高裁判所が新たな法規則を創設することはできない。

裁判所の制度

ロシアの裁判所は、一般裁判所と商業裁判所の二本立てとなっている。一般裁判所は個人が関与する事件（民事、行政、刑事を問わない）を扱うのに対し、商業裁判所は、法人や個人事業主のビジネス関係から生じる紛争（税務請求、商事請求、企業紛争など）を審理する。

商業裁判所は5段階で構成される。第一審裁判所が判決を下し、その判決に対しては、4段階で順次上訴することができる。ただし、いずれかの審級を飛ばした場合、それ以降の控訴権は失われる。

- 地域裁判所（第一審）
- 地域控訴裁判所（第二審）
- 地区裁判所（第三審）
- 最高裁判所商事部（連合上告審）
- 最高裁判所幹部会（監督審査）

一般裁判所の制度は、事件の種類に応じて最大6つの段階で構成される。2019年に大幅な改革が行われ、新たな控訴裁判所および破棄裁判所が設置され、特定事件の管轄権が地域レベルからこれらの新設裁判所に移管された。

最高裁判所は、一般裁判所・商業裁判所のいずれにとっても最終上訴審として機能する。

商業裁判所における第一審手続きは、通常4～6か月を要する。なお、訴訟を提起する1か月前までに、訴訟前の請求（督促的手続き）を提出することが義務付けられている。各上訴審の手続き期間は、3か月を超えることは稀である。

商業裁判所に訴訟を提起する際の印紙税は最大で1,000万ルーブル（約10万米ドル）である。控訴申立書の提出手数料は3万ルーブル（約300米ドル）である。

30日以内に第二審へ控訴されなければ、判決は執行可能となる。控訴された場合には、第一審判決が第一審へ差し戻されたケースを除き、第二審の判決が出た後に執行可能となる。

当事者は、商業紛争を商業仲裁に付託することもできる。仲裁機関は、常設の仲裁機関とアドホック仲裁機関のいずれも選択可能である。

なお、国際仲裁機関は、ロシアではアドホック仲裁機関として取り扱われる。

登録、認証、開示

ロシア法では、特定の商業取引や民事事項について、一般市民がアクセスできる国家登録簿への正式な登録が義務付けられている。取引の強制執行可能性によっては登録が不可欠な場合もあれば、単に強制的な開示要件として機能する場合もある。

法人統一国家登録簿は、ロシアの法人に関する情報（設立者、最高経営責任者（CEO）、株式資本、組織再編や清算の状況、さらに有限会社の場合は、会社持分の所有者及びその持分に設定された担保権など）が含まれる。会社はこれらの情報を登録簿に登録しなければならない（登録簿を管理する税務当局に申請書を提出する必要がある）。登録がない場合、当該情報は第三者との取引において無効とされる。法人統一国家登録簿の抜粋は、会社の現状のステータス及びその CEO に関する公式な情報源とみなされる。誰でも、任意の法人についてこの写しを請求することができる。

知的財産の国家登録簿とは、商標、発明、実用新案、意匠などの知的財産に関する登録簿であり、権利者や登録が必要な知的財産権に設定された負担・制限の有無など、特定の IP 資産に関する情報が記載される。

各種国家登録簿に含まれる情報のほとんどは、「Fedresurs」(<http://www.fedresurs.ru/>)と呼ばれるロシア語の特別公開登記簿に集約されている。一部のデータは、法人統一国家登録簿を管理する税務当局によって入力される。（例：法人の設立、組織再編または清算、CEO の交代、株式資本や所在地の変更など）一方、企業自身が入力するデータもある。（例：ライセンスの発行・停止・取消、動産の質権、法定開示が必要な財務諸表、純資産価額など。）また、特定の情報の開示は、一定の当事者に関係する。（例えば、保証人に対する保証の発行、リース会社に対する資産リース、金融業者に対するファクタリング契約など。）これらの開示義務に違反しても、関連する契約、保証、質権の効力自体には影響しない。しかし、企業やその役員に行政罰が科される可能性がある。

ロシアの公証人は、法律文書やその他の書類の認証、また外国文書のロシア語翻訳を認証するという公的機能を担っている。ロシア法では、特定の商業取引、企業決定、さらには単独行為による文書（例、委任状）が法的に有効かつ強制執行可能であるために、公証人の認証を義務付けている。例えば、有限会社の持分を譲渡する取引（SPA の予備契約・本契約、オプション設定、質権設定を含む）はすべて、ロシアの公証人による認証の対象となる。

不動産の権利登録

不動産に関する権利は、原則として国家登録によってのみ発生する。すなわち、不動産の所有権を登録することは、当該不動産を対象とする取引を実行するための必須要件である。また、以下のような不動産を伴うほとんどの取引についても登録が義務付けられている。

- 売買契約および所有権移転を定めるその他の契約
- 期間が 1 年を超える賃貸借契約（リース契約）及びサブリース契約
- 企業複合体の賃貸契約
- 地役権
- 建設共同投資契約
- 期間が 1 年を超える無償使用を目的とした土地の割当て
- 国家登録の対象となる契約の譲渡

国家登録の記録は、「不動産統一国家登録簿」に記載される。この登録簿は、連邦国家登録・地籍・地図製図サービス庁（Rosreestr）が管理している。国家登録には、登録対象となる権利または契約の種類に応じて、最大 12 営業日を要する。登録簿に含まれる各物件の基本情報（面積、建築年、権利者、負担・制限など）は、一般市民が閲覧できる。

会社法: 主要事項

ロシア会社法は、法人を(1)営利法人と(2)非営利法人の2つに分類している。営利法人には、通常、会社、組合、営業協同組合が含まれ、非公開型(未上場)または公開型(上場可能)のいずれかを選択できる。一方、非営利法人には、基金、協会、機関などが該当する。

法人は、有期または無期で設立することができる。法人は、対応する登録事項が法人統一国家登録簿に記載された時点で設立されたものとみなされる。

すべての会社は、定款を備えていなければならない。定款には、会社に関する基本情報、コーポレートガバナンスの基本原則、ならびに株主または出資者の地位を定める。定款およびその変更はすべて、総会の承認を要する。定款は公開情報であり、法人統一国家登録簿に登録しなければならない。

有限会社や株式会社などの企業は、資本金を有する必要がある。初期の資本金の額、定款、最高経営責任者(CEO)、登録住所などの事項は、会社設立時に設立者によって承認されなければならない(設立者が2名以上いる場合は、設立契約も併せて承認する必要がある)。

法律に別段の定めがない限り、単一の株主(出資者)からなる会社は、自らが唯一の出資者となる別の会社を設立することができる。

有限会社(LLC)と株式会社(JSC)

最も一般的な会社形態は、有限会社(LLC)と株式会社(JSC)である。公開会社(上場可能な会社)になれるのは株式会社のみである。ただし、株式会社であっても、その公開ステータスが会社の名称および定款に明示されていない限り、原則として非公開とみなされる。有限会社と株式会社の間にはいくつかの違いがあり、事業状況に応じて、投資家にとってどちらが適しているかが異なる。

一般的に、株式会社の財務諸表は毎年会計監査を受けなければならない(一定要件を満たした有限会社も会計監査を受ける義務がある)。

有限会社の出資者は最大50名までである。一方、株式会社の株主数に上限はないが、50名を超える株主を有する非公開型株式会社は、年次報告書および年次財務諸表の公告といった追加の義務を負う。

有限会社の出資者に関する情報は、法人統一国家登録簿で誰でも閲覧できる。また、有限会社は内部で出資者リストを保持するか、あるいは連邦公証人会議所が管理する形で当該リストを維持しなければならない。法人統一国家登録簿と出資者リストの間に矛盾がある場合、登録簿の記載が優先される。

株式会社の場合、当初設立者を除き、株主の情報は法人統一国家登録簿に開示されない。ただし、株式会社は株主名簿を管理するために、専門の認可を受けた登録機関を任命しなければならない。

有限会社の出資者は、自身の持分を第三者に売却したり譲渡したりすることができる。ただし、他の出資者(会社の定款で定められている場合は会社自身も含む)に先買権がある場合には、その権利行使に従う必要がある。譲渡価格は、第三者から提示された価格か、または定款であらかじめ定められた価格となる。さらに、有限会社の定款によって、第三者への譲渡について他の出資者および会社の同意を義務付けたり、あるいは譲渡そのものを完全に禁止することも可能である。なお、2025年9月1日以降は、有限会社の持分譲渡契約はすべてロシアの公証人による認証を受けることが義務付けられている。

株式会社の場合、先買権は法定の規定ではない。ただし、非公開型株式会社の定款で先買権を定めることは可能である。公開型株式会社に先買権を設定することは、法律で特別に認められている場合を除き禁止されている。

ロシア法では、有限会社の出資者と株式会社の株主のいずれも、「資産への拠出(Contribution to asset)」を行うことができる。これは、会社の資本金には影響を与えず、出資者や株主に返還されない。これは実質的には合法化された贈与であるが、資本剰余金への組み入れに類似した制度であり、税務上は贈与にあたらぬ。拠出できる資産には、金銭、動産、他企業の株式、知的財産、国債・地方債等も含まれる。

有限会社の出資者には、投資から撤退できるという制度上の利点がある。有限会社の定款で明示的に認められている場合、出資者はいつでも会社から「脱退」する権利を有する。脱退は、会社に所定の申請を提出することによって行われ、会社や他の出資者の同意は必要ない。

出資者が脱退を選択した場合、会社はその持分を買い取り、当該持分の「実際の価値」(財務諸表上の会社の純資産価値のうち持分に相当する部分として算定される)を3ヶ月以内に出資者に支払う義務を負う。これに対し、株式会社の株主には脱退の選択肢はない。

資本金

有限会社と非公開型株式会社の、最低資本金は10,000ルーブル(約100米ドル)とする。公開型株式会社の場合は100,000ルーブル(約1,000米ドル)であり、上限は設けられていない。

有限会社の場合、資本金は、当該会社の国家登録日から4ヶ月以内に払い込まなければならない。株式会社の場合、資本金の50%は登録日から3ヶ月以内、残りの50%は登録日から1年以内にそれぞれ払い込む必要がある。会社の設立者は、資本金に対する自己の持分を払い込む義務を負い、この義務を免れることはできない。所定期間内に持分の払い込みが完了しなかった場合、未払い部分は会社に帰属するものとし、会社は法令の定めに従い、所定の方法および期間内にこれを処分しなければならない。

会社設立後の資本金増資は、登記時の資本金が全額払い込まれていることを条件として、出資者または株主による現金または現物出資により行える。

有限会社の場合、資本金の増資は、一部または全部の持分の額面金額を引き上げることによって行う。株式会社の場合、株主総会の決議により、追加株式の発行または既存株式の価値の増加によって資本金を増加させることができる。なお、デット・エクイティ・スワップ(株主または出資者に対する債務の相殺による資本の払込み)も認められている。資本金の増減に関する決定は、いずれも株主総会または社員総会で行われなければならない。

有限会社の資本金は、出資者の数と同数の持分に分割される。各出資者は、資本金への出資額に応じた額面金額を有する単一の持分を保有する。

これに対し、株式会社の資本金は、同一の額面金額を有する株式に分割される。有限会社の持分と異なり、株式会社の株式は有価証券としての法的地位を有し、株式を発行する都度、ロシア中銀への登録が必要となる。株式会社は普通株および優先株の両方を発行できる。優先株については、種類ごとに異なる内容を定めることも認められているが、優先株全体の総額面金額は、株式会社の資本金の25%を超えてはならない。また新規発行時の株式は、私募または公募のいずれかの方法により、株主または第三者に割り当てられる。

純資産

ロシア法は、有限会社および株式会社に対し、帳簿上の純資産額を資本金以上に維持する義務を課している。会社は設立後、事業を開始するまで2年間の猶予期間を有する。2年目以降、毎年、純資産額が資本金を下回っていないかどうかを確認しなければならない。

純資産額が資本金を下回った場合、株主または出資者は、これを1年間で回復する必要がある。この期間の経過後もなお純資産額が資本金を下回っている場合、株主または出資者は、6か月以内に資本金を減資する決議を行う必要がある。その結果、純資産額が法定の最低資本金を下回った場合には、株主または出資者は会社を清算する決議を行わなければならない。

公開会社

公開会社は、法律の定めるところにより情報を開示する義務を負い、かつ、そのコーポレートガバナンス体制の一環として取締役会を設置しなければならない。

株主または第三者(その関連会社を含む)が、公開会社の発行済株式総数の 30%、50%、または 75% を超えて取得した場合、当該取得者は、他の全ての株主に対して公開買付(TOB)を実施しなければならない。当該公開買付の結果、個別の株主が会社の株式の 95% 超を保有することとなった場合、その株主は、残余の株式についてスクイーズ・アウト(強制買取り)権を行使することができる。逆に、残余の少数株主も、自己の保有する株式を強制的に買い取らせる権利(セル・アウト権)を有する。

コーポレートガバナンス

ロシア企業におけるコーポレートガバナンスは、最高経営責任者(CEO)を中心とした構造をとる。すなわち、取締役会その他の経営機関の権限は会社定款に明示的に定められていなければならない、それ以外の全ての決議権は CEO に帰属する。株主総会は最高意思決定機関ではあるものの、通常は基本的な事項を決議するために臨時に招集されるにすぎない。また、取締役会が設置されている場合であっても、それは執行機関ではなく、あくまで監督機関として機能する。

株主総会

株主総会は少なくとも年 1 回は招集しなければならない。有限会社の年次総会は 3 月 1 日から 4 月 30 日までの間に、株式会社の年次総会は 3 月 1 日から 6 月 30 日までの間にそれぞれ開催しなければならない。これら以外の総会はすべて臨時総会とみなされる。

総会の権限は、独占的権限と非独占的権限に区分される。独占的権限に属する事項は、総会のみが決議することができる。総会の独占的権限には、会社の清算、組織再編、資本金または定款の変更、配当の支払いなどの基本的な事項が含まれる。

非独占的権限に属する事項については、定款で規定することで、総会またはその他の経営機関が決議することができる。総会の非独占的権限に属する事項は、定款に明示される必要がある。

取締役会(Board of directors)

非公開会社(非公開型株式会社および有限会社)において、取締役会は必須の機関ではない。取締役会を設置する場合、その権限は定款に規定しなければならない、株主総会の独占的権限に属する事項以外のあらゆる事項をその権限に含めることができる。

なお、社外取締役の設置義務は、特定の公開会社にのみ適用される。

最高経営責任者(CEO)

最高経営責任者(会社定款の定めに応じて、General Director、総支配人、取締役、社長、その他の役職名を用いる場合がある)は、委任状を要することなく会社を代表する権限を有する唯一の執行機関である。

最高経営責任者は、以下のいずれの形態によっても代表されることができる。

- 単独の個人
- 共同して単一の最高経営責任者として行動する 2 名以上の個人
- 別個に複数の最高経営責任者として行動する 2 名以上の個人
- 管理会社として行動する法人

非公開型株式会社および有限会社において、CEO は取締役会の議長を兼任することはできない。

CEO を任命する決議は公証を要する。但し、ロシアの証券法に基づき設立された法人には、この要件はあてはまらない。

執行委員会 (Management Board)

ロシア法は、有限会社および非公開型株式会社が、CEO と併せて、集団的な執行機関である執行委員会 (Management Board、Executive Board) を設置することを認めている。執行委員会を設置する場合、その権限は定款に明確に規定しなければならず、CEO がその議長を務める。

経営陣の受託者義務

ロシア企業における CEO 中心のコーポレートガバナンスは、長年にわたり株主保護の観点から問題を生じてきた。CEO は「意思決定の王」とみなされる傾向にあり、これが数多くの権限濫用事例を引き起こしてきた。CEO は合理的かつ誠実に行動する義務を負うものの、歴史的には、経営陣の行動によって会社に損害が生じたことを株主が立証することは極めて困難であった。

状況が変化したのは 2013 年である。当時の最高商事裁判所は、特定の場合 (例えば、CEO が通常の承認手続きを無視した場合や、利益相反を開示しなかった場合など) においては、CEO は不合理または不誠実に行動したものと推定されるべきであり、立証責任は CEO 側に転換され、自らの行動を正当化することが求められるとの判決を下した。この判決は判例法に大きな変革をもたらし、それ以降、CEO に責任がとわれた判例の数は毎年増加している。

法人格の否認

ロシア法は、原則として会社の株主の責任を資本金における自己の持分の額に限定している。(ただし、自己の持分を全額払い込んでいない株主については、未払い額の範囲内で会社と連帯責任を負う)

また、会社を実質的に支配する者 (支配株主、出資者、取締役、執行役、執行委員会のメンバー、事実上の経営責任者、管理会社などを含む) は、その者の過失により会社が倒産に至った場合、当該会社の債務について連帯責任を負うことがある。

近年、この法的枠組みは連帯責任の適用範囲を拡大する方向に修正された。例えば、破産法において連帯責任を課すことを認める規定は大幅に拡充された。また、ロシアで最も一般的な会社形態である有限会社を規律する法律では、事業活動の停止を理由に会社が法人登録簿から抹消された場合において、その会社の経営陣または実質的支配者に対して副次的責任を課すことが明確に認められている。

株主間契約

ロシア法人の株主は、株主間契約 (ロシア法上は「コーポレート契約」と呼ばれる) を締結することができる。当該契約には、総会における一定の投票義務、株式の処分方法、その他の事項に関する特別規定を含めることができる。

株主間契約は、ロシア法または外国法に準拠することも可能である。ただし、外国法を選択する場合には、契約に外国の要素 (すなわち、株主の一部または全員がロシア国外に所在する者であること) があることを条件とする。また、外国法に準拠する契約であっても、ロシア法の義務的な規定に従わなければならない。例えば、ロシア法の下では、(i) 株主総会の独占的権限を他の機関に委任することはできない、(ii) 代理 CEO または副 CEO を設置することは認められない (単一の CEO が唯一の執行機関である)、(iii) 義務的な議決権行使の基準を引き下げることが認められていない。

ロシア法に規定され、契約法上の手段の大半 (表明保証、補償、担保など) は、株主間契約においても使用することができる。加えて、個別の会社の特性を考慮する必要がある。有限会社の持分譲渡取引はすべて公証を要するため、コール・オプションまたはプット・オプションを含む株主間契約も、法的に執行可能なものとするためには、同様に公証が必要となる。

株主間契約は、会社の全株主によって締結することも、一部の株主のみによって締結することもできる。ロシア法はまた、会社の債権者および正当な利害関係を有する他の第三者 (例えば、会社の株式を購入するオブ

ションを保有する者)が株主間契約の当事者になることを認めている。ただし、会社自体は当事者となることができない。また、株主が会社の経営陣の指示に従って行動する義務を負わない。

株主間契約は原則として秘密文書であり、第三者または当局に対して開示されることはない。ただし、以下の場合は例外とする。

- 契約が株式または持分の処分に制限または特別な条件を課す場合
- 契約が当事者に対し、会社における自己の持分に不釣り合いな権利を付与する場合

これらの例外に該当する場合、会社が株主間契約を締結しているという事実を、法人統一国家登録簿に記載しなければならない。いずれの場合も、会社自体は当該契約の内容について通知を受けなければならない。かかる開示義務を履行しない場合、開示義務の対象となる通知を受け取らなかったため当該契約の拘束力が及ばない者(例えば、契約の当事者ではない会社の他の株主)は、開示義務を履行しなかった契約当事者に対して損害賠償を請求することができる。

ロシア法は、株主間契約の当事者が以下の行為を行うことを認めている。

- 契約に違反して行われた企業決定を争うこと(会社の全株主が当該契約の拘束力を受ける場合に限り)
- 契約に違反して行われた取引を争うこと(取引の相手方が当該違反について知っていたか、または知るべきであったことが証明される場合に限り)

ロシア法人を対象とする株主間契約から生じる、またはこれに関連する紛争は、すべて「企業紛争」に分類される。当該契約において管轄裁判所や準拠法に関する定めがある場合、その紛争は、会社の所在地を管轄するロシアの国家商業裁判所(Arbitration Court)が審理・解決することになる。なお、仲裁を利用できるケースは限られている。ロシア法では、こうした紛争のうち一部のみが、常設の仲裁機関による審理の対象として認められているにすぎない。

例外的取引

ロシア法は、有限会社および株式会社における2種類の取引、すなわち「重要な取引」および「利害関係者取引」について、企業承認を得るための特別な規則を定めている。特段の定めがない限り、これらの規則の適用は義務として適用され、会社の定款によって変更することはできない。

適切な企業承認(すなわち、株主総会、取締役会、または執行委員会のうち、より上位の経営機関から得られた承認)がない限り、会社のCEOまたは権限を付与された代表者は、会社を代表して当該取引を締結することができない。企業承認は、事前の同意または事後の追認の形で与えられる場合がある。

有限会社法(LLC法)および株式会社法(JSC法)の規定に加えて、会社の定款に、企業承認を必要とする追加の取引リストを含めることができる。標準的なビジネス慣行として、より上位の経営機関のために留保される事項の範囲を拡大することにより、会社のCEOの権限を制限することが行われる。会社の事業の性質に応じて、当該リストには、例えば、取引金額にかかわらず、または総価格もしくは簿価が特定の基準値を超える場合に、不動産、知的財産、他の会社の株式資本もしくは有価証券を対象とする取引を含めることができる

▶ 重要な取引

重要な取引とは、量的基準または質的基準のいずれかを満たす、あらゆる種類の取引をいう。対象となる取引には、資産の売買、現金の借入・貸付、保証・保證の発行、財産の賃貸・リースなどが含まれる。

量的基準とは、取引金額または取引対象の簿価が、会社の総資産に対して占める割合が25%以上である場合を指す。

質的基準とは、取引が会社の通常の事業過程の範囲外にある場合に適用される。具体的には、当該取引を締結する時点において、会社が従前の通常の事業過程に従って事業を行っておらず、かつ、当該取引が会社の活動の終了またはその事業の性質もしくは大規模な変更をもたらす(またはもたらす可能性がある)場合を意味する。

これらの条件のいずれかを満たす取引は、特別な規則に従って承認を受けなければならない。

承認権限の区分に関する規則は有限会社と株式会社で若干異なる。

取引金額または簿価が会社資産の 50%を超える場合：当該取引は、会社の株主総会の承認を要する。
当該比率が 25%以上 50%以下の場合：当該取引は、会社の取締役会の承認を要する（株式会社では法律により、有限会社では会社の定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の承認が必要となる）。

決議は、取引の当事者、対象、価格、その他の重要な条件を特定しなければならない。ロシア法は、以下のような柔軟な承認を認めている。

- 正確な数値ではなく、取引の最小パラメーターおよび最大パラメーターを設定すること
- 代替的な条件を承認すること
- 一連の同一の取引を一括して承認すること

また、当該決議には承認の有効期間を定めることができる。決議に有効期間の定めがない場合、当該承認は 1 年間有効である。

有限会社法および株式会社法は、これらの規則が適用されない特定の例外を定めている。例えば、以下のような場合が該当する。

- 会社が事前に適切に承認された予備契約に定められた条件に従って取引を締結する場合
- 会社が法律によって行うことを要求されている取引

ロシア法に違反して締結された重要な取引は、以下の者の訴えに基づいて、無効とされる可能性がある。

- 会社自体
- 会社の取締役会の構成員（出資者）
- 会社の総議決権の少なくとも 1%を保有する株主

無効を主張できる期間は、申立人が、会社が規則に違反して取引を締結したことを知った日（または知るべきであった）から 1 年以内とする。

▶ 利害関係者取引

会社に関与する特定の者が特定の取引に関して利益相反を有する場合、特別な通知および承認規則が適用される。対象となる者は以下のとおり。

- 会社の取締役会および執行委員会の構成員（出資者）
- 会社の CEO
- 会社に対して強制的な指示を与える権利を有する者（例、株主間契約、非頭名出資契約などを通じて）

ここでいう「支配者」とは、直接被支配会社の総会における議決権の 50%超を直接的または間接的に（株式保有または契約を通じて）保有するか、または当該会社の CEO および執行委員会の 50%超を任命する権利を有する者を指す。

ロシア法は利害関係者取引に対して強制的な承認を要求していない。ただし、利益相反を有する者は、以下の事項について会社の株主総会および取締役会に通知する義務を負う。

- 自身が支配する法人
- 自身が経営層を務める法人
- これらとの取引において利害関係者と認められる可能性があるもの（同様の義務は、その近親者にも適用される）

取引が利害関係者取引に該当する場合、会社（すなわち、その CEO）は、株主ならびに取締役会および執行委員会の構成員に対して事前に通知しなければならない。これらの者は、CEO に対して追加情報を要求することができる。

取引は、以下の者の特別な要求があった場合に限り、権限を有する上位経営機関によって承認されなければならない。

- 会社の CEO
- 取締役会または執行委員会のメンバー
- 会社の総議決権の少なくとも 1%を保有する株主

かかる要求が提出されない場合、当該取引は承認を必要としない。

承認が要求された場合、承認権限は以下のとおり区分される。

- 取引金額または取引対象の簿価が総資産の 10%を超えるとき：当該取引は株主総会の承認を要する
- その他の場合：当該取引は、取締役会の承認を要する（株式会社では法律により、有限会社では会社の定款に別段の定めがある場合を除く）

有限会社法および株式会社法は、これらの規則が適用されない多数の例外を定めている。例えば、会社のすべての株主が取引に参加しており、かつそれ以外の理由で取引が利害関係者取引とみなされる理由がない場合には、適用されない。

上記の一般規則にかかわらず、非公開会社（非公開型株式会社および有限会社）の定款は、利害関係者取引を承認するための異なる手続きを定めることができる。また、定款により、関連する立法規定を当該会社に全く適用しないと定めることも可能である。

利害関係者取引は、以下のすべての条件を満たす場合、無効とされる可能性がある。

- 当該取引が会社の利益にとって不利であること
- 取引の相手方が、当該取引が利害関係者取引であることを知っていたか、または知るべきであったこと
- 要求される企業承認が得られなかったこと

なお、かかる取引を争うためのその他の規則は、重要な取引に対する異議申し立てと同様である。

契約法

長年にわたり、ロシアの契約法は極めて厳格に適用されてきた。民法の規定のうち、「契約に別段の定めがない限り」という文言が付されていない条項は、すべて**強行規定**（当事者の合意によって変更することができない規定）として裁判所によって扱われてきた。例えば、請負業者とその発注者は、リスク分担に関する契約を結ぶことができなかつた。これは、ロシア法が、いかなる状況下においても請負業者の費用を還付することを義務付けていたからである。また、ロシア法では、サービス契約はいつでもいずれかの当事者の一方的な判断で終了できるという絶対的な規則が存在していたため、長期のサービス契約の安定性が損なわれる要因となっていた。さらに、裁判所は、表明保証、補償、オプション、契約解除手数料といった契約上の仕組みについても、これらが民法で明確に規定されていなかったことから、保護を与えることに極めて消極的であった。

しかしながら、こうした状況はここ数年で変化している。主な要因は、2015 年に民法に重要な改正が導入されたことである。この改正は、標準的なビジネス慣行で一般的に用いられている大陸法概念により近づけることを目的とした大規模な改革の一環として行われた。加えて、ロシア最高商事裁判所も重要な役割を果たしてきた。同行裁判所は、契約の自由を擁護し、下級裁判所に対し、法規則を強行規定として扱う事例の数を制限するよう指示する多数の判決を発行したからである。

契約の交渉と締結

ロシア法は契約の自由を定めている。すなわち、当事者は自由に契約を締結し、その条件を決定できる。契約は、法律で定められた、または当事者によって明示的に指定された必須条件のすべてについて合意が得られた場合に、締結されたものとみなされる。なお、ロシア法は通常、売買対象となる物品、賃貸物件、提供されるサービスなど、契約の目的のみを必須条件として扱う。契約の形態としては、当事者の特定の義務を定める主契約、一般的な契約関係のみを定めるフレームワーク契約、および主契約を締結するという当事者の意図を記録する予備契約が存在する。

ロシア法は、当事者に対し、誠実に契約交渉を行うことを求めている。相手方が合理的に予期し得なかった時点で、正当な理由なく交渉を一方的かつ突然に打ち切る行為は、不当な交渉破綻とみなされ、相手方に対して損害賠償請求権を発生させる。また、当事者は、交渉手続きを定めたり、交渉費用の負担を調整するなどの契約を締結することも可能である。

すべての契約は書面で作成しなければならない。ただし、個人間で 10,000 ルーブル(約 100 米ドル)以下の契約はこの限りではない。契約は、提案者が相手方から当該提案に対する承諾を受け取った時点で成立する。また、ロシア法では、独立したオプション契約の締結が認められている。これは、一方の当事者が相手方に対し、対価の有無にかかわらず、特定の条件で主契約の締結を求める取消不能の提案を行う契約である。

契約の締結前、締結時、または締結後に、当事者が契約の成立・履行・終了に関連する状況について相手方に表明を行い、その表明が後になって虚偽であると判明した場合、表明を行った当事者は、相手方(契約違反をしていない当事者)に対し、補償、違約金、または損害賠償を支払う義務を負う。当該表明が相手方にとって決定的に重要なものである場合には、相手方は契約の終了を請求することもできる。なお、事業体が虚偽の表明を行った場合、その事業体は、虚偽であることを知っていたかどうかにかかわらず、その結果について責任を負う。

表明の対象となり得る事項としては、契約条件(例:対象物の特定の特性)、当事者の法的地位および権限、契約の法的効果などが含まれる。

ロシア法は、当事者が以下のような多様な契約履行方法に合意することを認めている。

- 代替履行:当事者は、契約上の義務を果たすために、契約に指定された選択肢の中からいずれかを選択することができる。
- 代用履行:当事者は、義務を履行するにあたり、契約条件ですでに定められている方法以外の方法を選択することができる。
- 選択履行:一方の当事者が、特定の条件で主契約を締結することを求める取消不能の提案を行う権利を付与する契約で、将来の契約締結を一方的に請求できる。

契約上の義務の不履行があった場合、影響を受けた当事者は、契約条件及び関連する法律の規定に従い、損害賠償又は違約金の請求、あるいは契約の終了を行う権利を有する。なお、不可抗力は、債務不履行の当事者にとって正当な免責事由として認められている。

またロシア法では、事業体間の取引において、当事者があらかじめ合意した特定の状況から生じる損失(または関連する損失)について、一方が他方を補償することを認めている。合意した状況が発生した場合、補償を受ける側は、その状況が発生したという事実だけを証明すればよい。これは、通常の損害賠償請求(被害を受けた側が損害額と因果関係を証明する必要がある)と比べると、非常に簡単な手続きである。ただし、補償を受ける側は、被った損失を拡大させるような行動を取ってはならない。

契約の無効化または終了

ロシア法において契約が無効となるのは、民法に列挙された特定の事由(詐欺や偽造、制限行為能力者の関与、脅迫、法律違反など)に該当する場合に限られる。また、これらの場合に加えて、法律または当事者自身が定めたすべての必須事項について合意が得られなかった場合も、契約は無効となる。

ただし、ロシア法には禁反言の原則が存在する。この原則の下では、相手方による履行を受け入れた契約当事者は、誠実かつ公正な取引の原則に反する場合、必須条項が欠けていることを理由にその契約の無効を主張することはできない。また、取引の締結を意図した時点で、無効を主張する根拠となる事情を知っていた、または知り得べきであった当事者は、その後その取引を無効として争うことはできない。

原則として、契約は、当事者間の合意によってのみ修正または終了することができる。契約の一方的な修正または終了は、相手方が契約の重大な違反を犯した場合(すなわち、影響を受けた当事者が被った損害が、契

約を締結する際に期待した利益を実質的に奪うことを意味する)、または法律または契約によって特に規定された場合にのみ可能である。

企業間の契約では、義務を一方的に放棄することが認められる場合がある。義務の一部または全部を放棄する権利を持つ当事者が、その意思を相手方に通知すれば、契約は修正または終了したものとみなされる。この権利の行使については、当事者間で合意された特別な契約解除手数料条項に基づき、当該手数料の支払いが必要となることがある。ただし、契約の早期終了や修正を求める当事者の権利が強行規定によって認められている場合には、このような手数料条項は無効となる。

契約の担保

ロシア法は、商業上の義務および／または企業間の義務に対する様々な種類の担保手段を規定している。これらの手段は、大きく二つのグループに分類できる。(i) 民法に指定されたもの(最も一般的なものは、担保権、保証契約、独立保証、および保証金である)、および(ii) ビジネス慣行において担保として使用されるその他の法的手段である。

ロシア法は近年大幅に発展しており、担保手段に関する規制はより多様かつ柔軟なものになっている。例えば、エスクロー制度が導入された。これにより、当事者は現金、有価証券、およびその他の動産を、当事者が選択する任意の者(エスクローエージェント)に預託することができる。また、別の展開として、債権者が事前に保証人に対して請求を行った場合には、債務者が清算されても保証は有効であり続ける(以前は、保証は債務者の清算に伴って終了していた)。さらに、以前は銀行のみが保証を発行できたのに対し、現在は、法律上、誰でも別の者の履行を保証することが認められている。

ロシア法の下で担保権を実行する際には、以下のような形式的要件を考慮することが不可欠である。

- 不動産の担保権(抵当権): 不動産統一国家登録簿への正式な登録が必要。登録が完了するまでは、第三者に対して抵当権を主張することはできない。
- 株式会社の株式の質権: 専門の登録機関が管理する非公開の株主名簿への登録が必要。
- 有限会社の持分の質権: 法人統一国家登録簿への国家登録が必要。質権は登録日から発生する。
- 知的財産権の質権(商標・特許など): 一般市民がアクセス可能な国家登録簿への正式な登録が必要

動産の質権は、強制執行可能であるためにいかなる国家登録も必要としないが、質権者または質権設定者の申請に基づいて、ロシアの公証人によって特別な登録簿に記録することができる。そのような記録がないことは質権の有効性に影響を及ぼさないが、登録が欠落している質権付き資産が善意の第三者によって取得された場合、質権は終了する。したがって、そのような質権についても登録しておくことを強く推奨する。

知的財産法: 主要事項

ロシアにおける知的財産を規制する主要な法令は、民法第4部である。同法は、知的財産対象物を広範に保護しており、これらは以下の2つのカテゴリーに分類される。

1. 知的活動の成果

- 科学的、文学的及び芸術的著作物
- ソフトウェア及びデータベース(著作権で保護された著作物として保護)
- 実演、レコード、並びにラジオ及びテレビ番組の放送
- 発明、実用新案及び意匠
- 育成成果
- 集積回路の配置設計
- 営業秘密(ノウハウ)

2. 企業、商品、業務及びサービスの個別化手段

- 商標及びサービス標章
- 原産地名称及び地理的表示

- 会社名及び商号

ロシアは、世界知的所有権機関(WIPO)設立条約、知的所有権の貿易関連側面に関する協定(TRIPS協定)、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、工業所有権の保護に関するパリ条約を含む主要な国際知的財産条約の締約国であり、ロシアにおける知的財産規制は国際基準と整合している。

著作権

民法第4部は、科学、文学、芸術の分野における知的創作物(著作物)であって、人間の創造的活動の成果であるものを保護している。ある著作物に新規性、識別性、または独自性が欠けていたとしても、その事実は当該著作物の創造的性質を否定するものではなく、また著作権保護の対象から排除する理由にならない。

著作権保護は、芸術的または文学的著作物が創作された時点で自動的に発生し、正式な登録は義務付けられていない。

著作者は、人格的(精神的)権利と財産的(排他的)権利の両方を享有する。

- **人格的(精神的)権利**: 著作者の人格権、創作者として帰属される権利、著作物を公衆に開示する権利、および著作物の完全性を維持する権利が含まれる。これらの精神的権利は、自然人である著作者から切り離すことができず、譲渡も放棄できない。
- **財産的(排他的)権利**: 複製、頒布、輸入、公开展示、上演、翻訳、翻案、およびその他の形態での利用を管理する権利を著作者に付与する。これらの排他的権利は、譲渡またはライセンスの対象とすることができる。

著作権の保護期間は、著作者の生存期間及びその死後70年間(共同著作物にあっては、最後に生存する共同著作者の死後70年間)とする。精神的権利は無期限に保護される。

ソフトウェアプログラム及びデータベースは、文学的著作物と同様の著作権保護を受ける。これには、ソースコード、オブジェクトコード、マルチメディア要素、及びソフトウェア開発過程で生成された準備資料が含まれる。形式的な登録は著作権保護の前提条件ではないが、権利者はロシア連邦知的財産庁(ロシア連邦知的財産庁)に対し、ソフトウェア又はデータベースの登録を任意に行うことができる。登録されたソフトウェア及びデータベースにおける排他的権利の譲渡もまた、登録を要する。ソフトウェアを使用する権利は、登録を必要とせずにソフトウェアライセンス契約を通じて付与することができる。

排他的権利の侵害に対する民事責任には、損害賠償の支払い、又はその代替として以下のいずれかの方法で算定される金銭的補償の支払いが含まれる。

- 違反の性質に基づき裁判所の裁量で定められる10,000ルーブル~10,000,000ルーブルの範囲内の金額
- 著作権で保護された著作物の侵害コピーの価値の2倍に相当する金額
- 著作権で保護された著作物を使用する権利の価値の2倍に相当する金額

特許法

ロシアでは、発明、実用新案および意匠について特許を取得することができる。

発明とは、あらゆる技術分野における技術的解決策であり、製品(例えば、装置、物質、組成物、システム、微生物株、植物および動物の細胞培養)または方法・プロセス(既知の製品や方法を新たな目的のために使用することを含む)に関するものをいう。発明には、新規性、進歩性(先行技術から自明でないこと)を有すること、産業上の利用可能性があること、その実施の説明において十分に開示されていること、という基準を満たす場合に特許保護が付与される。発明の特許保護の最長期間は、出願日から20年間である。ただし、この保護を維持するには、出願日から3年目以降であって、かつ特許保護が付与された後に、特許維持年金を支払うことが条件となる。

実用新案とは、単一の装置によって特徴付けられる技術的解決策である。実用新案には、新規性および産業上の利用可能性の基準を満たし、かつその実施の説明において開示されている場合、特許保護が付与。実用新案の保護期間は、出願日から10年間であり、1年目から特許維持年金の支払いを条件とする。

意匠とは、工業製品または手工芸品の外部外観を指す。意匠には、世界的な新規性および独創性の基準を満たす場合、特許保護が付与される。意匠特許の保護期間は5年間であり、5年単位で最大4回まで延長可能である(合計最長25年まで)。

特許権者は、特許によって保護される発明、実用新案または意匠を使用する排他的権利を有する。特許権者の同意なしに、何人も、特許された対象物を商業的にあらゆる方法で使用することはできない。これには、輸入、製造、適用、販売の申出、販売またはその他の商業化手段、あるいはこれらの目的のための保管が含まれるが、これらに限定されない。

製品または方法が特許発明を実施していると認められるのは、当該製品または方法が、特許クレームに記載された発明の各構成要素(または、優先日より前に関連技術分野で既に知られていたそれと均等な構成要素)を含有している場合である。

実用新案の使用が認められるのは、製品が実用新案の請求項に記載された各構成要素をすべて備えている場合である。

意匠の使用が認められるのは、物品が当該意匠のすべての本質的特徴(または、情報を得た消費者に同じ全体的な印象を与える特徴の組み合わせ)を備えており、かつ当該物品がその意匠に係る物品と類似した目的を有する場合である。

排他的権利侵害に対する民事責任には、損害賠償の支払い、または代わりに以下のいずれかの方法で計算される金銭的補償の支払いが含まれる:

- 違反の性質に基づいて裁判所の裁量で決定される5,000ルーブルから10,000,000ルーブルの金額
- 発明、実用新案または意匠を使用する権利の価値の2倍に等しい金額

商標権に関する法令

商標は、法人、個人事業主または個人の商品またはサービスを個別化するために使用される表示である。商標は、言葉、デザイン、三次元の標識、またはそのような要素の任意の組み合わせから構成され得る。商標はまた、任意の色または色の組み合わせで登録することができる。

商標権の法的保護は、ロシア連邦への登録、またはロシア連邦が締約国である国際条約(マドリッド制度)を通じて付与される。商標保護は出願日から10年間存続し、その後も10年単位で無制限に更新することができ、更新は現行の期間の最終年に行う。

商標権者は、以下の方法を含むあらゆる方法で商標を使用する排他的権利を有する:

- ロシアで商業流通に置かれる商品のラベルおよび包装を含め、商品に商標を付すこと
- 業務またはサービスの提供において商標を使用すること
- 商品の商業流通の配置に関連する文書に商標を含めること
- 販売の申出、広告および告知において商標を使用すること
- ドメイン名を含め、インターネット上で商標を表示すること

ただし、排他的権利には特定の例外がある。例えば、ロシア政府が指定する特定の категорияまたは製品・ブランドについては、並行輸入が認められている。また商標権者自身、または商標権者の同意を得た者によってロシアで市場に流通された商品については、他の者がその商標を使用しても、商標権者の排他的権利の侵害にはならない。(いわゆる「権利の消尽」の原則)

排他的権利侵害に対する民事責任には、損害賠償の支払い、または代わりに以下のいずれかの方法で計算される金銭的補償の支払いが含まれる:

- 侵害の性質に基づいて裁判所の裁量で50,000ルーブルから10,000,000ルーブルの金額
- 商標が違法に付された商品の価値の2倍、または比較可能な状況下で商標の合法的使用に対して通常請求される価格に基づいて評価される商標を使用する権利の価値の2倍に等しい金額

ノウハウ

機密情報は、ロシアではノウハウとして保護される場合がある。ノウハウとは、(i) 科学のおよび工学的分野における知的活動の成果、および (ii) 専門的活動に関連する、あらゆる性質（例えば、生産、技術、経済、組織）の情報を指す。そのような情報は、以下の基準を満たす場合、民法の下で知的財産として保護される：

- 当該情報は、第三者に知られていない実際のまたは潜在的な商業的価値を有すること。
- 当該情報への自由な法的アクセスが第三者に存在しないこと。
- 情報の所有者が、特別な営業秘密制度の確立を含め、その機密性を維持するために合理的な措置を講じること。

ノウハウに対する排他的権利が発生するためには、機密保持措置が講じられなければならない。公的機関への登録またはその他の形式的な行為は必要とされない。ノウハウの保護期間に時間的制限はなく、情報の機密性が維持される限り、排他的権利は有効であり続ける。

情報の機密性を保護するための措置を講じる際には、「営業秘密について」の連邦法第 98-FZ の要件を「ベストプラクティス」として考慮することが強く推奨される：

- 営業秘密を構成する情報のリストを作成すること
- 管理手続きを確立および執行することにより、営業秘密情報へのアクセスを制限すること
- 情報へのアクセスを許可される従業員および所有者の取引先などの個人のリストを作成すること
- 雇用契約に基づく従業員による、および民事契約に基づく請負業者による営業秘密情報の使用を規制すること
- 営業秘密情報を含む有形媒体（文書）に、「営業秘密」という表示とともに、所有者の氏名および住所への言及を付すこと

個人データの保護及びプライバシー

ロシアにおける個人データ保護は、連邦法第 152-FZ 号「個人データについて」によって規制されている。一般原則として、同法はロシア連邦領域内におけるすべての個人データ処理に適用される。2022 年以降、同法は域外適用も有しており、ロシア国民との契約またはその他の取決めに基づいて個人データを処理する場合やロシア国民の同意を得て個人データを処理する場合、外国企業に対しても適用されることがある。

所轄監督当局はロスコムナゾル（連邦通信・情報技術・マスメディア監督庁）である。事業者は、個人データの処理を開始する前に、原則としてロスコムナゾルに対して通知を提出することが求められる。さらに、事業者は、組織的、技術的及び法的な保護措置の実施、内部方針（プライバシーポリシーを含む）の策定、責任者の任命、並びに定期的な内部コンプライアンス審査を含む、法的要件への遵守が求められる。

外国企業にとって、ロシアの個人データを取り扱う主要な要件は、個人データのローカライゼーション規則である。ロシア人の個人データは、インターネットを通じて収集する場合も含め、ロシア国内に所在するデータベースに最初に記録、体系化、蓄積及び保存されなければならない。明示的な例外が適用されない限り、収集及び一次保存の段階において、ロシア国外に所在するデータベースを使用することは禁止されている。

同時に、ロシア法は、データがローカライゼーション要件に従ってロシア国内で合法的に収集されたことを条件として、個人データの越境移転を許可している。越境移転とは、個人データを国外の受領者及び／又はロシア国外に所在するデータベースに移転することと定義される。一般原則として、かかる移転を開始する前に、事業者は、移転先の管轄権、個人データの категория、及び移転の目的等を記載した越境移転通知をロスコムナドゾルに提出しなければならない。

この組み合わせたアプローチは、企業に対し、ロシア人の個人データが最初にロシア国内で収集及び保存されること、その後の国外への移転は管理された方法で、かつ確立された通知手続きに従って行われるよう、データフローを構築することを要求している。

金融システム

ロシアの金融システムは、信用機関、非国家年金基金、保険会社、及び投資ファンドを主要な柱として構成されている。

ロシア連邦中央銀行(ロシア中銀)は、ロシア経済の金融セグメント全体を監督する単一の金融メガ規制機関として機能している。その権限は、取引所を含む金融機関の監督及びライセンスから、有価証券の募集の規制及び登録にまで及ぶ。さらに、ロシア中銀は、ロシアの通貨であるロシアルーブルを発行する排他的権利を有しており、ロシアにおける金融政策全般を所管している。

銀行制度

ロシアにおける銀行業務は、ライセンスを取得した信用機関(銀行及び非銀行信用機関を含む)のみが遂行することができる。銀行業務には、以下の活動が含まれる。

- 法人及び個人からの預金(現金及び貴金属)の受入れ
- 資金及び貴金属の運用
- 法人及び個人のための銀行口座(現金及び貴金属)の開設及び維持
- 送金及び電子マネー送金
- 現金収集(キャッシュコレクション)及び外貨両替サービスの提供

保険会社

ロシアにおける保険サービスは、ライセンスを取得した保険会社のみが提供することができる。ライセンスの対象となる活動の種類には、以下のものが含まれる。

- 財産保険、損害賠償責任保険、傷害保険、健康保険、生命保険、事業危険保険
- 再保険及び保険仲介

保険会社は、生命保険を提供するライセンス(「生命保険会社」と、財産保険、損害賠償責任保険及び事業危険保険を提供するライセンス(「損害保険会社」)を同時に保有することはできない。ただし、両方のタイプの保険会社は、健康保険及び傷害保険を提供することができる。

「顧客確認」手続き(KYC)

マネーロンダリング防止法は、ロシアにおけるマネーロンダリング及びテロ資金供与を防止することを目的とした主要な立法である。同法は、ロシア中銀及びその他の当局によって発行された多数の勧告、拘束力のある指示、及び規則によって補完されている。

マネーロンダリング防止法は、あらゆる種類の金融機関を含む金銭取引を行う事業者に対し、顧客及び支払いの受入れに関する強制的な内部手続きを確立することを義務付けている。

▶ ロシアにおけるデジタル資産及びデジタル権利証

ロシア法は、デジタル環境における資産に関する権利につき、いくつかの主要なカテゴリーを規制している。この分野における主要な法令は、2020年7月31日付け連邦法第259-FZ号「デジタル金融資産、デジタル通貨及びロシア連邦の特定の立法行為の改正について」(以下「DFA法」という)である。同法は、デジタル金融資産、デジタル通貨、及び外国デジタル権利証の3つの主要カテゴリーを区別している。

▶ デジタル金融資産(Digital financial assets DFA)

デジタル金融資産(DFA)とは、電子的な形式で表されるデジタル上の権利であり、その具体的な内容はDFAの発行決定に定められる。例えば、金銭債権、発行級有価証券に関する権利、株式会社の株式に関する権利、発行級有価証券の譲渡を請求する権利などを含むことができる。DFAの発行、記録、および流通は、分散台帳技術(ブロックチェーン技術)その他の適格な情報システムを利用したシステムにおいて、電子的な記録(エントリー)を作成または修正することによってのみ認められる。したがって、DFAはロシア法で承認された、規制されたデジタルインフラの内部でのみ存在し、その範囲内でのみ譲渡することが可能である。

▶ デジタル通貨

デジタル通貨とは、情報システム内に格納される電子データ(デジタルコードまたは識別子)の集合体として定義される。これは、支払手段または投資対象として提供され、受け入れられることがある。ただし、デジタル通貨は、ロシア連邦や外国の公式通貨、国際通貨または国際決済単位ではない。

ロシア法におけるデジタル通貨の重要な特徴は、「発行者」が存在しないという点である。すなわち、関連する情報システムの発行及び記録手続きの規則の遵守を確保する責任のみを負うシステム事業者又はノードを除き、デジタル通貨の保有者に対して責任を負う主体は誰もいないことである。

▶ 外国デジタル権利証(Foreign digital rights FDR)

DFA 法は、外国デジタル権利証(FDR)という概念も導入している。FDRとは、外国(ロシア以外の国)の法律に基づいて運営される情報システムにおいて発行、記録、および流通が行われる契約上の権利その他の権利証(外国デジタル証券的権利)であって、外国証券を除くものをいう。

外国デジタル権利証がロシア国内で DFA として流通することが認められるのは、以下の 2 つの条件を同時に満たす場合に限られる。

1. 当該 FDR が、DFA に適用される法律上の要件を満たしていること
2. 当該 FDR が、関連する情報システムの事業者によって DFA として認められるべきものと認識されていること

さらに、ロシア中央銀行は、外国デジタル権利証に関する特別な適格基準を定めている。これらの基準は、適格対象となり得る外国の手段の範囲を大幅に制限しており、以下のいずれにも該当してはならない。

- ロシア国内での流通が認められていないデジタル通貨またはその他の外国デジタル権利証の譲渡を請求する権利を証明するものであること
- 非友好国の発行者によって発行された有価証券に関連付けられていること
- 発行者、支払エージェント、またはこれらを支配する者による潜在的なブロック(取引停止など)を可能とする条項を含むこと

これらの規則は、総合的に見ると、ロシアにおけるデジタル資産に対する慎重かつ高度に規制されたアプローチを反映している。すなわち、厳格な条件下での外国デジタル手段の限定的な統合を認めつつ、国内のデジタルインフラに対する管理を維持することを目的としている。

独占禁止規制: 会社及び合併事業の設立並びに M&A

ロシアの独占禁止規制は、競争保護法によって規定されている。同法は、会社及び合併事業(JV)の設立ならびに M&A 取引など、特定の企業行動について、法定の閾値が満たされる場合に、連邦反独占庁(FAS)からの事前承認を要求する。

▶ 会社及び JV の設立

連邦反独占庁の事前承認が必要になるのは、以下のような大規模な取引や事業統合である。

- 合併・統合: 対象会社の資産合計が 700 億ルーブル超、または年間収益が 1000 億ルーブル超の場合
- 他の会社の株式や主要な資産(無形資産を含む)を出資して会社を設立する場合: 上記と同額の資産または収益基準を超える場合
- 競合他社間の合併契約(JV): 同じく上記の資産または収益基準を超える場合

JV 契約は、競争を制限するものであってはならない。特に、価格固定、入札調整、市場又は顧客の割り当て、生産制限、又は取引の拒否に関する条項を含むことは禁止されている。ただし、ロシア法は、競業避止義務が JV の共同活動が実際に行われる市場と地域に限定されている場合には、競業避止義務を JV 契約に含めることを認めている。

▶ 合併規制

以下のいずれかの財務基準(閾値)を満たす場合、一定の大規模な取引については、事前に連邦反独占庁の承認が必要となる。

- 取引当事者の資産合計が 70 億ルーブルを超える
- 取引当事者の年間収益合計が 1000 億ルーブルを超え、かつ対象会社の資産が 80 億ルーブルを超える

- 取引価額が 70 億ルーブルを超える場合

上記のいずれかの基準に該当する場合、以下のような取引を行う際には、連邦反独占庁の事前承認が必要

- 株式会社または有限会社において、法定の支配権取得基準（例：議決権の 25%、50%、または 75%）を超える株式または持分の取得
- 簿価の 20%を超える主要な生産資産又は無形資産の取得
- 事業活動又は経営を決定する権利の取得
- ロシア市場に影響を及ぼす外国事業体に対する支配の取得

▶ グループ内取引への免除

法人のグループ内の取引は、すべての当事者が同一の親会社によって直接的又は間接的に（50%超）支配されている場合、原則として事前承認は免除される。その他のグループ内取引は、依然として通知要件の対象となる場合がある。

全体として、ロシアの独占禁止規則は、取引の完了前に承認義務を厳格に課しているため、会社設立、合併事業（JV）、および M&A プロジェクトにおいては、基準値と取引構造を事前に評価することが求められる。

ライセンス

▶ 特定の活動に対する許可

ロシア法では、特定の種類の活動は、必要なライセンス又はその他の許可を取得した者だけが遂行できる。ライセンスは、その保有者が特定の活動に恒常的（通常は無期限に）に従事することを可能にする。ライセンス要件を規制する様々な法令が存在する。

▶ 地下資源アクセスに対するライセンス

鉱物を採掘しようとする者は、国からライセンスを取得しなければならない。ロシア又はその大陸棚に位置する地表下のすべての鉱物資源は、国の財産とみなされる。

ライセンスは、特定の地下資源区域について、特定の鉱物の探査、調査又は採掘を行うために、特定の期間にわたり特定の者に付与され、法律で指定された特定の場合に限り他の者に譲渡することができる。

▶ 環境保護に関する許可

ロシア法では、環境に悪影響を及ぼす可能性のある活動は(a) 特別な許可又はライセンスの発行、(b) 当該影響又は汚染の量に関する制限の設定、(c) 悪影響に対する罰金の支払い、(d) 違反に対する責任の対象となる。

為替管理法

ロシアの為替管理法は、居住者と非居住者とで異なる要件を定めている。なお、居住者性の基準は、税務上の居住者の基準とは異なることに留意が必要である。

為替管理法では、以下の者が居住者に該当する。

- ロシア法人
- ロシア法人の外国支店及び駐在員事務所
- ロシア人（海外滞在期間の長短を問わない）
- ロシアの永住許可に基づきロシアに永住する外国人及び無国籍者
- 連邦法第 173-FZ 号「為替管理法」に定めるその他のカテゴリー

一方、非居住者には、居住者として分類されていないすべての事業体及び個人、例えばロシアに登録された外国企業の支店、並びにロシアに一時的に滞在する外国人が含まれる。

ロシア法は、取引相手方のステータス（すなわち、居住者か非居住者か）及び取引の種類に応じて、特定の取引に各種の制限及びコンプライアンス要件を課している。

特にロシアの居住者は、以下の義務を負う。

- ロシアの公認銀行に対し、外国貿易契約及びローン契約を登録すること
- 通貨取引に関連する書類及び情報をロシアの公認銀行へ提出すること
- 外国の預金口座の開設及び閉鎖に関して税務当局へ通知すること
- 外国の預金口座における資金移動について、税務当局へ通知し、報告書を提出すること
- 外国貿易契約やローン契約を適切に履行又は終了させること、並びに収益はロシアへ本国送金すること

前述の義務はいずれも居住者の外国貿易活動の遂行に影響を及ぼすが、本国送金要件が最も重大な影響を与える。本国送金要件は、居住者に対し、非居住者との外国貿易契約又はローン契約に基づき支払われる金額を、ロシアの銀行にある自社口座に送金することを義務付けている。これにより、相殺、債務免除、又はその他の方法によって契約上の義務を消滅させることが制限される。

現在、本国送金規則は、法人及び個人事業主である居住者については一時的に適用が停止されている。しかしながら、これは当該事業体に契約上の義務が一切生じないことを意味するものではない。当該事業体は、ロシア法で認められているあらゆる手段を通じて、当該契約に基づく義務の適切な履行又は終了を確保しなければならない。なお、個人の居住者は引き続き本国送金要件を遵守することが求められている。

居住者が本国送金義務を履行しない場合、又は外国貿易契約に基づく義務を適切に履行若しくは終了しない場合、行政責任、及び場合によっては刑事責任がかされる可能性がある。

対露制裁への対抗措置

2022年以降、大統領は、居住者と外国の者及び外国の者によって支配されるロシア企業との間の特定の取引及び業務に対する制限を定める一連の法令（以下「制裁への対抗措置」という）を発布した。これらには、以下のものが含まれるが、これらに限定されない。

- 有価証券及びロシアの有限責任会社(LLC)の授権資本における株式の売却
- 不動産の売却
- 知的財産資産の売却
- ローンの発行及び返済
- 配当金の支払い

居住者の取引相手方の最終受益者が「非友好国」に所在するか「友好国」に所在するかに応じて、当該業務は、特別な手続きの遵守を求められるか、制限を受けるか、又は全面的に禁止される場合がある。

「非友好国」には、EU諸国、日本、米国、及びロシア政府決議第430-r号に列挙されたその他の国々が含まれる。これら以外の国は、対抗制裁の適用上、「友好国」とみなされる。

03. 会計および税務コンプライアンス、報告要件

ロシア法人に対する主な法定要件

ロシアで登記されているロシア法人は、会計記録及び税務記録を維持し、財務諸表、税務申告書、その他ロシア法で要求される報告書を作成する際に、ロシアの会計規則及び税務規則に従わなければならない。

ロシアは複雑な会計・税務環境を有している。以下に、検討すべき主要な論点を強調する。なお、提供する情報は一般的な性質のものであり、専門的な助言として依拠することは適切ではない。

会計および税務会計の体制

会社の代表取締役社長は、会計記録の維持及び会計文書を保管する体制を構築する義務を負う。社長は、会計記録の維持責任を主任会計士又は会社の他の執行役員に委任するか、または会計サービス提供の専門会社と契約を締結しなければならない。一定のケースでは、社長自身が会計記録の維持責任を負う場合もある。

ロシアの会計・税務関連法規ならびに会計・税務問題を所管する当局の規則に従い、会社は、その組織構造、業界要件、及びその活動のその他の側面に基づいて、会計方針を独自に策定し、承認しなければならない。

会社は、国家の公文書館規則で定められた期間、文書の適切な保管を確保しなければならない。証憑書類、会計台帳及び税務台帳、ならびに税務申告書は、報告年度の終了後少なくとも5年間保存しなければならない。財務諸表及び当該財務諸表に関する監査人の報告書は、永久に保存しなければならない。また、会社は、会計文書、情報及びデータベースをロシア国内に保管しなければならない。

証憑書類

すべての取引または事象は、証憑書類(引渡し証明書、納品書など)によって裏付けられなければならない。それは、取引または事象が発生した時点で、またはこれが不可能な場合は、その発生直後に作成されなければならない。

証憑書類は、所定の標準的な証憑書類の書式を使用するか、または会社自身が開発し、その内部会計方針の一部として承認された書式を使用して作成されなければならない。

証憑書類は、元々作成された形式(紙または電子媒体)で保管されなければならない。

会計台帳及び税務台帳

証憑書類に含まれるデータは、会計台帳及び税務台帳に速やかに記録・集計しなければならない。これらの台帳は、法定財務諸表を作成するための唯一の基礎となる。

会計記録は、ロシア政府により承認された勘定科目表に準拠し、複式簿記の原則に従って作成しなければならない。すべての会社は、自社の事業実態に合わせて調整された実務上の勘定科目表を有し、これを内部会計方針の一部として承認しておかなければならない。

ロシアの会社は納税者として、各税目に応じた税額計算の基礎を算定するために必要な情報を記録する税務台帳を備え付ける義務を負う。これは、法定の会計台帳に加えて、同一の証憑書類から情報を取得しつつ、取引の記録時点で税務調整を行う別個の税務台帳を維持しなければならないことを意味する。会計台帳及び税務台帳は、電子媒体又は紙媒体で作成することができる。ただし、必須記載項目を全て含み、ロシア語及びロシア通貨(ルーブル)で作成しなければならない。

なお、連邦会計基準 FAS 27/2021 号の第 25 項は、多国籍企業の子会社を含むロシア法人に対し、2024 年 1 月 1 日以降、会計文書、情報及びデータベースを物理的にロシア国内に所在するサーバーに保管することを義務付けている。

法定報告要件

ロシアの会社は、法定報告書を作成し、確立された期限内に国家機関に提出しなければならない。財務諸表、税務申告書、および統計報告書の書式は、ロシア法によって規定されている。すべての報告書は、ロシア語を使用し、報告通貨としてロシアルーブルを使用して作成されなければならない。

会計年度は、1 月 1 日から 12 月 31 日までの暦年に相当する。最初の報告期間は、会社の登録日によって異なる。

統一税金口座

納税者は、統一税金口座に係る規則に従い、税金、予納金、賦課金、社会保険料、罰金、過料及び延滞利息を納付する。これらの資金は、同一の支払詳細に基づき、納税者の統一税金口座に振り込まれる。

統一税金口座制度の円滑な運用を確保するため、税務申告の期限は整合され、納税期限が統一された。

また、納税者は、以下の場合において、計算上の税金、予納金及び保険料の額を記載した通知書を作成し、税務当局に提出することが求められる。

- 税務申告書(又は計算書)の提出期限前に納税期限が到来する場合
- 税法上、税務申告書(又は計算書)の提出が義務付けられていない場合

監査要件

ロシア法人は、会計年度の前年度の売上高が 8 億ルーブルを超える場合、または前年度末の貸借対照表の総資産が 4 億ルーブルを超える場合、法定監査が義務付けられている。

主要な報告書は次の通り。

報告書名、税率	頻度	報告期限
財務諸表(貸借対照表、損益計算書、貸借対照表及び損益計算書の付属明細書(キャッシュ・フロー計算書、純資産変動計算書、貸借対照表及び損益計算書の注記))	年次	報告期間終了後 3 ヶ月以内
監査報告書(監査が義務付けられている場合)	年次	監査報告書は、財務諸表と共に提出されるか、またはその作成日の翌日から 10 営業日以内、ただし他の連邦法で別段の定めがない限り、報告年度の翌年の 12 月 31 日まで
法人利潤税(25%)の申告書	四半期	翌年の 4 月 25 日、7 月 25 日、10 月 25 日、3 月 25 日
VAT(免除、0%、10%、22%、電子サービスについては 18.03%、簡易課税制度を適用する VAT 納税者については 5%、7%、納税代理人として機能するオンライン取引プラットフォームについては 9.09%、18.03%)の申告書	四半期	翌年の 4 月 25 日、7 月 25 日、10 月 25 日、1 月 25 日
資産税(最大 2.2%/地籍価格が 3 億ルーブルを超える場合は最大 2.5%)の申告書	年次	翌年の 2 月 25 日
源泉税申告書(標準税率 25%、ロシア源泉所得の種類により適用される源泉税率が異なる)	四半期	翌年の 4 月 25 日、7 月 25 日、10 月 25 日、3 月 25 日
CbCR 通知(多国籍企業グループの企業の場合)	年次	親会社の会計年度終了後 8 ヶ月
移転価格通知(管理対象取引がある場合)	年次	翌年の 5 月 20 日
計算された税額の通知:法人資産税、車両保有税、土地税、源泉税、個人所得税、社会基金拠出金	月次	毎月 25 日
統計局あて報告書/ロシア中銀あて報告書	月次/ 四半期/ 年次	報告書の正確なリストは、ロシア統計局およびロシア中銀の公式ウェブサイトです。毎月確認する必要があります。年間 100 以上の報告書が存在する可能性があります。

VAT および物品税

VAT の税率

標準税率	22%
軽減税率	10%
その他	22/122%, 10/110%, 5/105%, 7/107% VATを源泉する場合の税率; 5%、7% 簡易課税制度を適用するVAT納税者に対する特別税率; 9.09%、18.03% オンライン取引プラットフォームに対して納納税代理人として 源泉して代理納付する場合 0%、VAT免除

納税者

納税者は、ロシアにおいて課税対象となるモノ(サービス及作業)の供給、並びに財産権の譲渡を行う法人(外国法人を含む)または個人事業主である。

2026年1月1日以降、2025年分の所得が2,000万ルーブルを超える簡易課税制度を適用する納税者もVATを計算し納付することが必要になった。当該所得基準を満たさない場合、納税者は当該基準を超えるまでVAT納税義務を免除される。

ロシアにおいて一般の税務登録を行った納税者は、VATを含むすべての税金の申告義務を負う。ロシア国内の顧客に対して電子サービスを提供する外国法人に義務付けられているVATの税務登録を除いて、納税者が別個にVATのみを目的とした個別税務登録を行うことはできない。

ロシアのB2B顧客向けに電子サービスを提供する外国事業者(過去にロシアでVAT登録済みの者を含む)は、当該サービスの提供に係るVAT登録を行う義務を負わなくなった。他方、ロシアのB2C顧客に対して電子サービスを提供する外国事業者または、その代金收受を行う外国仲介業者については、引き続きロシアのVAT登録を行う義務を有し、2026年においてもコンプライアンス規則に変更はない。

EAEU諸国の外国事業者が、ロシア国外のオンライン取引プラットフォームを通じてロシアのB2C顧客向けに物品を販売する場合、ロシア国内でVATの登録義務がある。したがって、VAT登録を行った外国の事業者は、オンライン取引プラットフォームを通じてロシアの顧客に物品を販売する際に、ロシアのVATを計算し、納付する義務を負う。さらに、オンライン取引プラットフォームを保有し、代理店契約(委託、商業委任及び類似の契約)に基づき当該プラットフォームを通じて外国のサプライヤーの物品を販売する仲介業者は、外国のサプライヤーを代表する納納税代理人として、ロシアVATを計算及し納付することが要求される。

VAT の還付

納税者は、VAT対象となる活動およびモノ(作業・サービス)の輸出および財産権に対して課される仕入VATを還付することができる。

物品税

ロシア国内で製造・輸入された特定の物品を国内で販売する場合、物品税の納付義務が発生する。物品税の対象となる物品には、アルコール、ビール、たばこ、乗用車、オートバイ、航空機、ガソリン、軽油、モーターオイル、直留ガソリン、糖類含有飲料、医薬品用エタノール、アルコール含有医薬品、原ニコチン、加熱式無ニコチン混合たばこ、アンモニア製造用天然ガスが含まれる。税率は原則として、物品単位あたりのルーブル額または価格に対する割合で設定されており、物品によって大きく異なる。輸入アルコールおよびたばこについては、物品税印紙が貼付されている場合に限り通関が認められる。また、一部の例外を除き、輸出版売は物品税が免除される。

石油・ガスへの課税

石油・ガス生産者は、以下のような特別な税の対象となる。

▶ **鉱物採掘税(MET)**とは、採掘された鉱物に対して課される税金である。石油・天然ガス・ガスコンデンセートについては、認められた計測・会計手続きに従って確定された生産量をもとに、さまざまな複雑な計算式を用いて税額が算出される。計算式のパラメータは、鉱床の特性やマクロ経済指標など、さまざまな要因によって変動する。

METは生産量に応じて課税されるため、鉱山や油田のライフサイクル全体を通じて、一定の税負担が生じる。これは、追加所得課税(AIT)のような利益ベースの税とは異なる特色である。

▶ **追加所得税(AIT)**は、利益に対して課される税金である。鉱物採掘税(MET)が生産量に応じて課税されるのに対し、AITは採掘プロジェクトから得られる実際の利益を基に計算される。そのため、開発初期や収益が上がらない期間は税負担が軽く、利益が大きくなった段階で追加の税負担が生じる仕組みである。これにより、鉱山や油田のライフサイクル全体を通じた税負担が、生産量ベースのMETよりも変動的で、投資回収後の超過利益に対して効果的に機能する。AITは、探鉱および生産ライセンスを保有し、特定の地下鉱床で炭化水素生産に従事する会社が受け取る追加所得に対して課される。AITは、炭化水素の売却によるみなし所得から、関連する実際の費用およびみなし費用を差し引いたものとして決定される。税率は課税標準の50%に設定されている。AITは、投資期間全体にわたる炭化水素鉱床開発の長期的な経済性に基づいて計算される。同時に、METとは異なり、AITは個々のライセンスエリアの業績に基づいて評価されるため、回収困難な埋蔵量を含む低利益率の鉱床を開発することが可能となる。炭化水素鉱床がAITに切り替えられると、METは約40%削減される。

▶ **物品税**は、特定の課税対象物品(原油、自動車用ガソリン、ディーゼル燃料、エンジンオイル、ストレートランガソリン、中間留分など)の販売に課され、様々な複雑な計算式を使用して計算される。エネルギー省との契約に基づいて生産施設の近代化および新規建設に積極的に投資する加工会社は、二重控除(乗数付きの払い戻し可能な物品税)の対象となる。さらに、法改正により、外国でトーリングベースでロシアの石油を加工する会社は、ロシア連邦内の製油所に適用されるものと同様の取り決めの下で、物品税の払い戻しを請求できるようになった。

さらに、特定のオフショア炭化水素開発プロジェクトについては、通常とは異なる特別な税制や関税のルールが適用される。

現在では、税法や関税法に「事業者」「海洋炭化水素鉱床」「炭化水素採掘活動」といった概念が正式に組み込まれている。これにより、一定の条件を満たす活動に対しては、特別な法人税・鉱物採掘税・関税制度を設けることができるようになった。

ただし、こうした特別ルールの適用対象となるのは、該当する鉱業権を持つ者か、認められた事業者によって行われる活動に限られる。また、これらの活動には、特別なリングフェンシング・ルールが適用される。

移転価格税制

移転価格税制は、税法第 105.1 条から第 105.25 条に規定されている(2012 年より施行)。ロシアは OECD 加盟国ではないが、ロシアの移転価格規則は主に OECD ガイドラインに定められた原則に基づいている。しかし、OECD ガイドラインは法的効力を有しておらず、相違点がある場合はロシア法が優先される。

ロシアは 2017 年 11 月に BEPS アクション 13 の文書化要件を採択した(2017 年 1 月 1 日以降の会計年度に適用)。

ロシアの移転価格税制は、基本的には関連者間取引を対象としている。ただし、以下のような第三者との取引であっても、例外的に移転価格規制の対象となる場合がある。

- 国際商品取引所で売買されるコモディティ(商品)に関する取引
- 取引のいずれかの当事者が、ブラックリストに指定された国・地域に登録されている場合
- 取引のいずれかの当事者が、法人税率が 15% 以下の国・地域に登録されている場合

また、2022 年から 2026 年までの期間において、越境取引が移転価格規制の対象となるかどうかの基準額は、1 億 2,000 万ルーブルと設定。さらに、一定の条件を満たす国内取引については、年間 10 億ルーブルを超える場合に移転価格税制の対象となる。

2024 年 1 月 1 日以降に開始される取引を対象として、移転価格税制を強化する改正が導入された。この改正は、2012 年に導入された税法第 V.1 章と同等かそれ以上に大きな影響を持つ。主な変更点は以下の通り。

- 違反時の罰則強化
- 四分位範囲(統計的な価格比較の幅)の算出方法の見直し
- 追加的な情報開示義務の導入
- その他、2024 年 1 月 1 日以降の取引に適用される各種変更

ロシアの移転価格報告要件

報告書名	報告期限	報告内容(すべてロシア語で提出)	罰則
移転価格の管理対象取引の通知	報告対象年度の翌年 5 月 20 日まで	取引相手、取引の性質、数量、価格、測定単位など、詳細な取引データ。2024 年報告期間以降、管理対象取引の通知において開示が要求される情報の範囲が大幅に拡大された	未提出または不正確な情報の提出に対し 100,000 ルーブル(2024 年以前は 5,000 ルーブル)
ローカルファイル(TP 文書)	報告対象年度の翌年 6 月 1 日以降に要求される可能性があり、要求から 30 営業日以内に提供しなければならない(特定の商品グループについて 2024 年 1 月 1 日以降に実施された取引は、管理対象取引の通知と共に特別な TP 文書が要求される)。2024 年に発生した管理対象取引については、移行期間が設定されており、TP 文書は	会社概要、管理対象取引の詳細情報、機能分析、比較可能性分析、財務分析、その他 TP 規則で要求される情報。2024 年報告期間以降、ローカルファイルにおいて開示が要求される情報の範囲が大幅に拡大	ローカルファイルの未提出または提出の遅延に対し 1,000,000 ルーブル 特定の取引に関する文書の未提出に対し 500,000 ルーブル 多国籍企業グループ出資者の財務諸表の未提出/不正確な情報の提供に対し 1,000,000 ルーブル

	2025年12月1日までに提供しなければならない		(2024年以前のローカルファイル未提出に対する罰則は100,000ルーブル)
多国籍企業グループの一員である旨の通知	多国籍企業の会計年度終了後8ヶ月以内	CbCR 目的のための納税者およびその最終(または代理)親事業体に関する情報	未提出、提出の遅延、または不正確な情報の提出に対し500,000ルーブル(2024年以前は50,000ルーブル)
国別報告書(CbC報告書)	多国籍企業の会計年度終了後12ヶ月以内。外国の多国籍企業のロシア子会社は、(i) その最終(または代理)親事業体が自国の管轄区域でCbC報告書を提出しており、(ii) その管轄区域がロシアとのCbC報告書の交換を有効化している場合、CbC報告書の提出を免除される場合がある。そうでない場合、CbC報告書は要求から3ヶ月以内にロシアで提出されなければならない	管轄区域別の主要な財務指標(収益、利益、評価済み/支払済み法人税、人員、資本、利益剰余金、資産)、ならびに多国籍企業出資者の事業活動の説明	未提出、提出の遅延、または不正確な情報の提出に対し1,000,000ルーブル(2024年以前は100,000ルーブル)
マスターファイル	多国籍企業の会計年度終了後12ヶ月以降36ヶ月以内に要求される可能性があり。税務署から要求されてから3ヶ月以内に提供しなければならない	組織構造、多国籍企業の業界および事業の説明、機能分析、TP方針など、多国籍企業グループに関する主要情報	未提出または提出の遅延に対し1,000,000ルーブル(2024年以前は100,000ルーブル)

2024年1月1日以降に締結された取引について、移転価格調査の結果、課税標準の調整が必要になった場合、その調整は「市場価格または利益率の幅の中央値」を基準として行われる。なお、2024年以前は、幅の最高値または最安値を基準に調整が行われていた。

税法では、移転価格調査の結果、移転価格の是正が行われた場合の罰則も定められている。原則として、罰則は未納税額の40%(ただし下限は3万ルーブル)である。2022年から2023年までの期間については、経過措置として猶予期間が認められている。

2024年以降、クロスボーダー取引で移転価格税制の対象となる取引については、罰則が強化され、税法第105.3条第6.1項に基づき計算された所得税の未納額の100%(下限は50万ルーブル)となった。

納税者が、独立企業間価格の水準を裏付けるTP文書/ローカルファイルを提出した場合、または価格が事前価格合意(APA)に従って設定されている場合、移転価格税制の罰則の免除を受けられる。(ただし、2024年以降、この罰則の免除は国内取引にのみ利用可能である。)

移転価格の管理対象取引は、連邦税務局によって移転価格調査が実施され、これは通常の税務調査とは別の手続きである。

税法は、大型納税者に分類されるロシアの事業体によるAPAの締結を認めてきた(租税条約がある場合、APAは多国間条約となり得る)。2024年以降、特定の商品グループに関する取引が、暦年で20億ルーブルを超える移転価格対象取引があるすべての納税者がAPAを利用可能になった。税務当局によって移転価

格調整が行われた場合、利用可能な紛争解決メカニズムには、訴訟または相互協議手続き(MAP)が含まれる。

ロシアにおける会計・税務会計および報告の自動化について

ロシアの会計や税務報告のルールは、他の国々と比べていくつかの点で異なる。さらに、これらの現地ルールはまだ発展途上にあり、今後も変更される可能性がある。そのため、ロシア市場に参入する多くの外資系企業は、自社の ERP や会計システムを現地の要件に合わせる際に、さまざまな困難に直面する。

また、システムのローカライゼーション(現地化)は、業務の枠組みの中にますます深く組み込まれるようになってきている。この背景には、戦略的な経営判断だけでなく、重要情報インフラ、個人データ、その他の機密性の高い分野に関する規制上の義務があるため。

実務上、外資系企業は以下のいずれかのアプローチ(またはその組み合わせ)を選択している。

- グローバルに統合されたソリューションを現地化する
- 他の業務プロセスで使われているグローバルソリューションと連携する形で、ロシアの会計・税務専用の法定モジュールを導入する
- 現地で開発されたソリューションを利用する(最も一般的な選択肢は「1C」であるが、他にも「Turbo」や「Galaktika」などもある)

タックスモニタリング – 協力的なコンプライアンス制度

ロシアでは、税務当局と納税者が協力する「タックスモニタリング」制度が、2013年にパイロットプログラムとして導入され、その後、2016年には関連法規が整備され、本格運用が始まっている。

開始当初、参加企業はわずか5社(B1グループもその1社である)であったが、2026年現在では870社を超える。参加企業には、ロシアの主要な国有企業・民間企業に加え、石油・ガス、エネルギー、銀行、運輸、通信、FMCG、小売、流通、製造業などの主要産業で事業を展開する多国籍企業も含まれる。

ロシア連邦税務局は、本制度のさらなる拡充を戦略的に進めており、近い将来、主要な納税者の大半がこの制度を利用するものと見込まれる。

現在タックスモニタリング制度の採用は、会社の任意である(投資保護・促進協定(IPPA)を締結している会社を除く)。適用には、前年度のロシアの財務諸表上、以下の基準をすべて満たすことが条件となる。

- 売上: 8億ルーブル超
- 総資産: 8億ルーブル超
- 納税額: 法人税、物品税、鉱物採掘税、VAT、個人所得税および社会保険料の合計が少なくとも8,000万ルーブル

従来の税務執行体制ではなくタックス・モニタリングを選択した会社にとっての主な利点は、以下のとおり。

- 移転価格調査を除き、従来の税務調査(机上調査および実地調査の両方)は実施されないこと
- 税務調査対象期間の早期終了(税務当局は、報告年度の翌年10月1日までに調査手続きを完了する。追加調査は限定的)
- 事前に税務当局の見解を確認できる

税務申告書に記載する特定の項目について、あらかじめ税務当局の「理由付き意見」を入手することができる。これは、いわゆる国際的な「Private Letter Ruling」に極めて近い仕組みである。また、これから行おうとする取引について、税務上の取り扱いを事前に当局と合意することも可能である。

タックス・モニタリングへの移行を希望する場合、申請書および必要な添付書類は、移行を希望する年の前年の9月1日までに、税務署に提出しなければならない。

税務行政と税務管理体制

税務調査及び調査前の対応

税務調査(実地調査および机上調査)ならびに調査前に行われる税務管理上の措置の主な目的は、税金、賦課金、保険料が適正に計算・納付されているかなど、税関連法規への遵守を確認することにある。

<p>机上の税務調査は、税務申告書を対象として実施される。基本的な調査期間は3か月である。ただし、VAT申告書の調査は2か月とされている。また、電子サービスを提供する外国事業体が提出した税務申告書については、最長6か月の調査期間が適用される。</p>	<p>実地の税務調査は、納税者の事業活動を対象として、原則、過去最長3年間に遡って実施される。</p> <p>標準的な調査期間は2か月である。ただし、各種の延長および停止手続きを考慮した場合、最長で15か月に及ぶことがある</p>
--	--

税務調査前の税務管理(いわゆる税務調査前の分析)は、税法上明確な根拠を有するものではない。しかし、税務当局が実地税務調査を実施するか否かを判断するための初期段階における「フィルター」としての役割を果たすとともに、納税者に関する有益な情報源としても機能している。

机上の税務調査は、連邦税務局から指定を受けた地域の税務署に割り当てられる場合がある。この場合、納税者に対しては5日以内に通知が行われる。書類の提出先については、納税者が登録されている税務署または指定された税務署のいずれかを選択することができる。

税務調査の結果

税務当局により過少納付が認定された場合、原則として20%(故意の脱税と判定された場合は40%)の罰金に加え、延滞利息が課される。なお、責任を軽減すべき事情が認められる場合には、罰則が減額されることがある。ただし、減額は10倍を上限とする。

納税義務の不履行または課税標準の過少申告があった場合、税務当局は税務調査報告書を作成した上で、当該報告書に基づく決定を採択する。この決定が発効すると、税務当局は納付請求書を発行する。納税者が自主的に支払わない場合には、強制執行手続きにより当該金額が回収される。

税務調査の結果に対しては、行政(審判前)不服申立てを経た上で、裁判所に異議を申し立てることが可能である。

2025年以降、税務調査の結果を除く税務当局の報告書および作為(不作為)については、簡略化された行政手続きを通じて不服申立てを行うことができる。さらに、2026年には、税務調査結果に対する不服申立ての域外審理制度が導入される予定である。

ロシア源泉所得を受け取る外国人投資家

ロシア国内の資産に対して直接的または間接的に投資を行い、当該資産から直接的または間接的に所得を得る外国人投資家は、ロシアにおける税務登録、税務申告、納税義務など、様々な税務上の影響を受ける可能性がある。

外国法人である投資家への課税

外国法人がロシアにおいて課税される可能性があるのは、以下のいずれかに該当する場合である。(1) ロシア国内に恒久的施設を通じて事業を展開している場合、(2) ロシアの税務上の居住者と認められる場合、または(3) ロシア国内源泉所得を得ている場合。

▶ 恒久的施設

外国法人は、ロシア国内に固定的な事業拠点を有する場合、または従属的な代理人を通じてロシアで定期的に事業活動を行う場合、ロシアに恒久的施設(PE)を有するとみなされる。ただし、PEに関する規定の文言が曖昧であり、特に「恒常的」という活動の性質、「地理的な場所との関連」、さらには「事業活動に関連する単一のビジネスプロセス」といった概念の解釈をめぐって不確実性が存在する。このため実務上、ロシア税務当局がこれらの概念を納税者にとって不利な方向に解釈しようとする可能性がある点に留意が必要である。

PEが認定された場合、当該外国法人はロシアの税務当局に登録しなければならない。この登録を怠ると、ロシアにおける活動の結果として当該外国法人が得た所得の一定割合に相当する罰金が科される。

現行制度の下では、PEの利益に対しては、25%の税率で法人利潤税が課される。原則として、PEに帰属すべき利益は、当該PEが実際に遂行した活動(機能)、それらの活動に関連して引き受けた経済的(商業的)リスク、および当該PEが使用した資産に基づいて決定される。ここで注意すべき点として、詳細かつ適切に裏付けられた計算が示されない場合、ロシア税務当局は外国法人の全利益をそのロシアのPEに帰属させようとする可能性がある。

外国法人のPEがロシアに設立された場合、当該PEは、前述の「会計・税務コンプライアンスおよび報告要件」の項で示した税務申告・コンプライアンス義務をすべて遵守しなければならない。但し、ロシア会計基準に基づく財務諸表の作成および法定監査は必要ない。さらに、当該PEはVAT、固定資産税などの他の租税義務を負う可能性がある。加えて、外国法人のPEは、その事業活動に関する年次報告書ならびに株主および受益者の詳細情報を税務署に提出する義務を負う。

以下のような状況では、外国法人がロシアにおいてPEが生じる可能性があるため、慎重な分析が必要となる。代表的な例は以下のとおりであるが、これらに限定されない。

- ロシアにあるソフトウェアを用いて、外国法人がロシア市場でアルゴリズム取引を行うこと
- 外国法人の利益のために取引を執行するトレーダーがロシア国内に所在すること
- 外国法人の活動や製品の宣伝・販売促進を行うセールスマンがロシア国内に所在すること
- 外国法人がロシア国内にある不動産を所有すること
- 外国法人の従業員がロシアからのリモートワークに従事すること
- 外国法人がロシアにおける鉱物資源の採掘に参加すること

▶ 税務上の居住者

外国法人がロシアの税務上の居住者(納税者)とみなされるのは、以下のいずれかに該当する場合である。

- 租税条約上の取り扱い: 適用される租税条約に基づき、ロシアの税務上の居住者とされる場合
- 実質的な管理拠点: 当該外国法人の実質的なマネジメントの活動場所がロシアにある場合(ただし、適用される租税条約が別の基準を定めているときは、その限りではない)

ロシアの税務上の居住者の判定は、まず業務運営管理に関する基本基準に照らして行われる。仮にこの基本基準が複数の国で同時に満たされる場合には、財務管理・管理会計、記録保持、日常的な人事管理な

どの追加基準に基づいて判断されることがある。なお、特定の機能がロシアで遂行されたとしても、その事実だけですぐに当該外国法人がロシアの税務上の居住者と認められるわけではない。この点に関しては多数の例外が存在するため、慎重な判断が必要である。

外国法人がロシアの税務上の居住者と認められると、以下の義務を負う。

- 法人利潤税: 全世界所得に対して、標準税率 25%でロシアの法人利潤税を納付する義務が生じる
- その他の税金: VAT、雇用に関わる税、固定資産税など、他の税金を支払う義務が生じる可能性がある
- 報告義務: ロシア法人と同様に、前述の「会計・税務コンプライアンスおよび報告要件」の項で示した税務報告義務をすべて遵守しなければならない

▶ 源泉税

ロシアに PE を有しておらず、ロシアの税務上の居住者と認められていない外国法人がロシア源泉所得を受け取る場合、その所得はロシアの源泉税の対象となる。ロシア税法で定められているロシア源泉所得の一覧には、様々な受動的所得（例えば、配当、利子、ロイヤルティ、特定の種類の株式／持分の売却によるキャピタルゲインなど）が含まれる。このリストにはまた、デジタル金融資産取引およびグループ内サービス契約から生じる所得、ならびにマイニングプール活動に関連して受け取るデジタル通貨マイニングからの所得も含まれる。

税法上、源泉所得には「その他の類似のロシア源泉所得」という項目も含まれている。実務上、この文言はロシア税務当局によって広く解釈されている。

そのため、納納税代理人が、たとえ当該所得が源泉所得のリストに明記されていなくても、「その他の類似のロシア源泉所得」として扱う可能性がある。この場合、当該所得がロシア源泉所得から特に除外されていない限り、ロシアでの源泉徴収の対象となる点に留意が必要である。特に、特定のデリバティブ取引から生じる所得は、ロシア税務当局によって通常「その他の類似のロシア源泉所得」と見なされている。

また、ロシアには現地の濫用防止規則も存在する。この規則により、税務当局が経済的実質と法的形式が異なると判断した場合、または取引が人為的な性質であると認めた場合には、法的形式にかかわらず特定の支払いをロシア源泉所得（例えば、みなし配当やみなし贈与など）として扱うことができる。

さらに、外国法人との間で締結された特定の取引の価格が、ロシアの移転価格税制上で定められた市場価格から乖離した結果、ロシア側の取引相手方における課税標準が過小申告された場合にも源泉税の納税義務が生じる可能性がある。（いわゆる「二次的移転価格調整」が生じる可能性がある）。

▶ 源泉税の税率

現在、標準的な源泉税率は 25%である。特別な源泉税率が以下の種類のロシア源泉所得に適用される：

配当	
国際的な公開会社の株式に対する配当(一定の条件を満たす場合に限り)	5%
国際的持株会社の株式(預託証券の原資となる株式を含む)に対する配当(一定の条件を満たす場合に限り)	10%
その他の株式に対する配当	15%
利子所得	
ロシア国債および地方債に対する利子	0% / 9% / 20%
ロシアの住宅ローン担保債に対する利子	9% / 20% / /25%
国際持株会社の債務に係る利子(一定の条件を満たす場合に限り)	10%
2017年1月1日以降にロシアの発行体によって発行されたルーブル建て取引債券(モーゲージ担保債を除く)に支払われる利子	20%/25%
外国名義保有者口座又は外国認可保有者口座に保管される国債及び社債の利子(最終受益者が適切に開示されていない場合)	30% 「懲罰的」税率
国際輸送における船舶、航空機またはその他の輸送手段、もしくはコンテナの運航、維持またはリースからの所得	10%

▶ 納税代理人

ロシアの源泉税が適用される場合、当該税金はロシアの納税代理人が計算・源泉徴収しなければならず、実務上、納税代理人は不適正な源泉徴収に伴う罰則のリスクを負う(ただし、外国の名義保有者口座/外国の権利者指定口座/預託制度の預託口座に対する収入の支払いは除く)。

納税代理人は、特定の種類の所得(例:ロシア国債の利子等)について、源泉徴収義務を免除される。ここで重要なのは、納税代理人としての義務の免除は、当該所得がロシア源泉所得として源泉税の対象となる所得から除外されることと同義ではないという点である。したがって、納税代理人が適正に源泉徴収を行わなかった場合に、非居住者自身が納税義務を負うとみなされるかどうかについては、依然として一定の不確実性が残されている。

現行法上、外国法人が自ら源泉税を納付することを可能とする自己申告メカニズムは存在しておらず、ロシアの税法においてそのような制度が将来導入されるかは不透明である。

原則として、源泉税はロシア源泉所得の支払の都度、源泉徴収されなければならない。支払の時期は、その性質に応じて異なる方法で決定される(例えば、外国法人の銀行口座への資金移転を伴わない場合もある)。源泉税は、支払形態(現物、相殺、債務免除等)にかかわらず、支払われた所得の総額に対して適用される(一定の場合及び一定の条件を満たす場合を除く)。ただし、それぞれの状況においてどのように税金を納付すべきかについては、ロシアの規定は明確ではない。

源泉税は所得総額に対して適用することが一般原則であり、特定の種類の所得(例:不動産の売却による所得等)については特別ルールが適用される。

▶ 租税条約による軽減税率

ロシアの国内法上の源泉税率は、適用される租税条約に基づき、原則として軽減又は免除することができる。当該条約の恩典を享受するために、外国法人は、支払い前(外国の名義保有者口座/外国の権利者指定口座/預託制度の有価証券口座において保有される有価証券に係る支払いは除く)に、納税代理人に対し、適用される租税条約に依拠する権利を有することを証する書類(例えば、租税条約上の居住者判定、受益者、並びに主たる目的テスト及び/又は利益制限条項を含む当該租税条約の特定の要件への適合性を証する書類)を提供しなければならない。上記に加えて、外国投資家は、国内法上の租税回避防止規定への適合性を確認することを求められる場合がある。実務上、ロシア税務当局が特定の納税者による税法の濫用があったと認める場合、当該租税条約の恩典を否認することがある。

留意すべき点として、2023年8月8日付ロシア大統領令第585号(同日発効)に基づき、ロシアに対して制裁を課した「非友好国」との租税条約の特定の規定(各国の課税権を決定し、外国居住者の所得に対する課税に一定の制限(例:上限税率)を課す所得分配規定及び無差別条項)が停止されている。これにより、欧州、米国、日本などとの38の租税条約が影響を受けている。

ロシアの受益者の確認、主たる目的テスト及び租税回避防止規定への適合性に関する規則は、文言が不明確であり、ロシア税務当局は実務上これを広く解釈・適用している。このため、特定の租税条約(特に受益者規則及び主たる目的テストに関して)に依拠する権利は、あらゆる状況において慎重に分析されるべきであり、特に以下のような場合にはその必要性が高い。

- ▶ ロシア証券に係るトータル・リターン・スワップが存在する場合
- ▶ ロシアの発行体のローン/債券に係るクレジット・デフォルト・スワップが存在する場合
- ▶ ロシア証券又は金融商品に係る差金決済取引(CFD)が存在する場合
- ▶ 配当/利子スワップが締結されている場合
- ▶ ロシア資産が質権の担保として使用されている場合
- ▶ ロシア資産が権利移転担保取引又はこれに類似する取引の対象となっている場合
- ▶ ロシア資産が分割ヘッジ取引の対象となっている場合
- ▶ バック・トゥ・バック取引が行われている/中間持株会社を使用されている場合
- ▶ 様々な投資ビークルが使用されている場合など

ロシアの税法は、一般にいわれる「ルック・スルー」アプローチの適用を認めており、これにより、所得の直接的な受領者ではない者であっても、あたかも自らロシア源泉所得を直接受領しているかのように租税条約の恩典を請求することが可能となる。ルック・スルー・アプローチの適用には、支払い前に特定の追加書類を納税代理人に提供することが必要とされる。

▶ 税金の還付

外国法人が適用される租税条約に基づく利益を請求する権利を有しているにもかかわらず、納税代理人が標準税率または「懲罰的」税率で源泉税を徴収した場合、外国法人は過剰に源泉徴収された税の還付を通常、請求することができる。

ロシア税法は、外国名義保有者口座/外国権利者口座/外国預託プログラム預託口座で支払われた所得に関して、納税代理人を通じた特定の還付手続き(いわゆる「迅速還付」メカニズム)を規定している。

その他の場合、過剰に源泉徴収された税の還付請求は、外国法人によって、税が源泉徴収された年の翌年から3年以内に、納税代理人の所在地のロシア税務当局に提出することができる。この目的のために、外国法人は、還付を受ける権利を裏付ける多数の書類とともに申請書を提出する必要がある。国内税法は、還付を請求するために必要な書類の網羅的なリストを定めているが、実際には、ロシア税務当局は状況に応じて多数の追加書類を要求する場合がある。ロシアの税金の還付を得ることは、長く骨の折れるプロセスになる傾向があり、還付が認められるという保証はない。

納税代理人が標準税率の代わりに「懲罰的」税率を適用した場合であっても、税還付を請求できるものとすべきである。ただし、当該還付を得るための手続きは、上記の手続きとは異なるものとなる。

▶ 税務登録/報告要件

ロシアに PE を有しておらず、ロシアの納税者とみなされていない外国人投資家が、ロシアの銀行に銀行口座（特別な種類の銀行口座を含む）を開設する場合、またはロシアに不動産を所有する場合、ロシア税務当局に税務登録をすることが要求される場合がある。

税務登録要件に加えて、そのような投資家には、それぞれの状況においてロシアで以下の税務報告の義務が生じる可能性がある：

報告書名	報告時期	報告内容	罰則
株主および受益者に関する通知	報告対象年度の翌年 3月28日	12月31日時点での外国法人の全出資者(株主)に関する情報(個人または公開会社の直接および／または間接持分が外国法人の5%を超える場合のその個人または公開会社の間接持分の開示を含む)	50,000 ルーブル
資産税申告書	報告対象年度の翌年 3月25日	標準様式による法人資産税の課税標準および税額(該当する場合には、二重課税を回避するために必要な書類を含む)	未納税額の5% (毎月)。ただし、当該金額の30%を超えず、かつ最低1,000ルーブル以上。

04. 雇用に関する事項

個人所得税

納税者

ロシアの個人所得税の納税者には、ロシア税法上の居住者およびロシア源泉所得を受領する非居住者が含まれる。

税法上の居住者とは、連続する 12 ヶ月の期間内にロシアに 183 日以上滞在する個人を指す。治療、教育目的、雇用、または沖合炭化水素鉱床におけるその他の業務関連の職務、あるいは原子力エネルギー施設の建設のための政府間協定の実施の枠組み内での短期間の不在(6 ヶ月を超えない)の場合は、特定の場合においてロシアでの滞在として扱われる場合がある。税務当局は現在、特定の暦年に滞在した日数に基づいて個人の居住者ステータスを判定している。非居住者とは、上記の条件を満たさない者を指す。

課税対象

ロシアの税法上の居住者は、外国子会社(CFC: Controlled Foreign Company)から受け取る利益を含む全世界所得に対してロシアで課税される。

非居住者は、ロシア源泉所得に対して課税される。当該所得には、例えば以下のものが含まれるが、これらに限定されない。

- ▶ ロシアにおける雇用、役務提供その他の活動の対価として支払われる報酬(支払地を問わない)
- ▶ 一定の場合にロシア法人が支払う報酬
- ▶ ロシア法人が支払う配当及び利子
- ▶ ロシア法人による保険金の支払い
- ▶ ロシア国内における資産又は有価証券の売却により生じる所得

税率

2025 年以降、ロシア税法上の居住者に対する税率は 13%～15%から 13%～22%に変更された。以下の表は、2025 課税年度の年間所得の水準、所得の種類、およびそれぞれの税率を示している。

所得	給与、賃貸収入、CFC 利益、宝くじ当選金など
0 - 2,400,000 ルーブル	13%
2,400,001 - 5,000,000 ルーブル	15%
5,000,001 - 20,000,000 ルーブル	18%
20,000,001 - 50,000,000 ルーブル	20%
50,000,000 ルーブル以上	22%

所得	配当所得、利子所得、物的援助の支払い、財産および株式の売却による所得、課税対象保険金支払いなど
0 - 2,400,000 ルーブル	13%
2,400,000 ルーブル以上	15%

非居住者は、ロシア源泉所得に対して 30%の税率でロシアで課税される。ロシア源泉所得は、一般的に、ロシアの資産から生じる、またはロシアで稼得される所得として定義され、それがどこで支払われるかは問わない。非居住者の税率にはいくつかの例外がある:ロシアの銀行口座の利子所得(非課税限度額を超える部分)およびロシア法人からの配当には 15%の税率が適用される。

さらに、入国管理法上の「高度な専門性を持つ外国人(HQS)」とみなされる個人(HQS 労働許可証を取得した者)は、実際のロシア税法上の居住者ステータスに関わらず、HQS としての収入に対して 13%~22%の居住者税率で課税される。

ロシアの法人とのリモート雇用契約に基づいてロシア国外で職務を遂行する従業員(税法上の居住者および非居住者の両者)は、ロシアにおいて居住者税率(13%~22%)で課税される。居住者税率はまた、ロシア国外で遂行される職務(インターネットを介してロシアの支払者のために遠隔で行われる)に関する業務委託契約に基づく請負業者(税法上の居住者および非居住者の両者)が受け取る所得にも適用される。これらの種類の所得はロシア源泉所得とみなされる。法改正以前は、これらはロシア国外の源泉から受け取った所得として扱われていた。

税務申告および納付

納税者に所得を支払うロシア法人、個人事業主、外国法人の支店若しくは恒久的施設、また場合によっては外国法人自体が、個人所得税を計算し、源泉徴収し、ロシア政府に納付する義務を負う。当該法人等は、計算された税額を、実際に所得が支払われる際に、納税者個人の所得から直接源泉徴収しなければならない。

個人所得税の確定申告は、税法上の居住者及び非居住者が、ロシアにおいて課税対象となる所得を有しかつ当該所得について納税代理人が所得税を源泉徴収していない場合、提出しなければならない。ロシアの税務申告書は、報告対象年度(暦年)の翌年 4 月 30 日までに提出しなければならない。延期は認められていない。納付期限は、報告対象年度の翌年 7 月 15 日である。ただし、外国人がロシアを出国する年は例外であり、この場合、申告書の提出期限は出国の 1 ヶ月前となり、納税は申告書提出から 15 日以内に行わなければならない。

社会保険料

ロシアにおける社会保険料は、雇用者のみが負担する義務を負い、いわゆる「マッチング」による従業員の拠出は存在しない。雇用者が支払う保険料は、強制年金、強制医療、強制社会保険を対象とする。

社会保険料は、雇用契約、業務執行又は役務提供を目的とする民事契約(個人事業主との契約を除く)、及び著作権契約に基づいて個人に対して行われる支払いに対して課される。

2026 年以降における社会保険料の課税標準額は、2,979,000 ルーブルである。

大多数の企業に適用される保険料率は以下のとおりである。

- 課税標準額以下の所得に対して: 30%
- 課税標準額を超える所得に対して: 15.1%

なお、法律は特定のカテゴリーの企業(例: IT 企業、特定の経済特区の居住者等)に対して優遇税率を定めている。

雇用者は、ロシア人及び外国人(その移民法上のステータスを問わない)に対し、社会保険料を支払う義務を負う。ただし、ロシアに一時的に滞在する HQS として労働許可証を有する駐在員への支払いは、当該個人がロシアの社会保障制度において被保険者とみなされないため、社会保険料の課税対象とはならない。

2026 年以降、商業活動を行う法人は、その社長について、少なくとも最低限の社会保険料を支払うことが義務付けられている。当該保険料の計算における最低基準額は連邦最低賃金(月額 27,093 ルーブル)であり、これは月々の社会保険料額が 8,127.90 ルーブル(最低賃金の 30%)であることを意味する。この規則は、事業活動が全くなく、社長に対して給与が支払われていない場合であっても適用される。

労災保険

上記の社会保険料に加え、すべての雇用者は、業務上の災害及び職業病に対する保険を付することが義務付けられている。当該保険料の率は、会社の経済活動の種類に応じて定められ、0.2%から 8.5%の範囲で変動する。主として又は専ら事務職を雇用する大多数の雇用者に適用される率は、一般的に 0.2%である。なお、適用される保険料率は、上限なく保険料算定基準額に対して課される。

当該保険料は、雇用契約に基づいて個人に対して行われるすべての支払いに対して課される。特に、外国人に対して支払われる給与所得についても、これらの保険料は免除されない。民事契約に基づく支払いについては、当該保険に係る規定が契約上直接明記されている場合に限り、労災保険の対象となる。

労働法

ロシアの労働法は、従業員の採用・解雇手続、労働時間、休暇、出張、給与支払等相关の規則を定めている。同法は従業員保護に強く焦点を当てており、紛争発生時には従業員は労働法上の保護規定を主張でき、これらの規定は雇用契約上の相反する条項に優先する。また労働法は、雇用契約に明記がない場合であっても、雇用者が特定のカテゴリーの従業員に対して履行すべき一定の保証を定めている。

基本給与及び追加業務報酬

標準的な1日の労働時間は雇用者が定める。一般的な基準は週5日・1日8時間労働であり、標準的な週労働時間は40時間である。

月次給与は、各州及び連邦法で定められた最低賃金を下回ってはならない。2026年1月1日現在、連邦レベルの月次最低賃金は27,093ルーブルである。

さらに雇用者は、時間外労働並びに週末・祝日の労働に対して補償を支払う義務を負う。

休暇

従業員には、年間少なくとも28暦日（労働日ではない）の有給休暇を付与しなければならない。追加休暇は、特定のカテゴリーに該当する従業員、すなわち不規則な労働時間で働く者、有害又は危険な条件下で働く者、若しくは極北地域もしくはこれに準ずる地域で働く者に対して定められている。

ロシア法の下では、休暇中の従業員は基本給与ではなく平均賃金を受け取る。平均賃金の算定に含まれる所得は、過去12か月間の実際の労働時間に対応する平均賃金額及び遂行した業務に対する追加支払い（例：賞与や時間外勤務手当）である。

兵役記録

ロシアのすべての雇用者は、従業員の兵役記録を保持しなければならない。現在、違反に対する罰金は多額に上る。

入国管理法

原則として、ロシアで働く外国人は、雇用主又は業務・役務の購入先となる事業体からスポンサーされる労働許可証及び必要な場合は就労ビザを保有しなければならない。

アゼルバイジャン、モルドバ、タジキスタン、ウズベキスタン等の特定のビザが不要な国籍者は、パテントを取得するか、又は場合により高度の専門性をもつ外国人向け労働許可証を取得する。労働許可証及びパテントは、職種及び地域に紐づく。

労働許可証又はパテントが不要な外国人も存在する。例えば、ユーラシア経済連合（カザフスタン、ベラルーシ、アルメニア、キルギスタン）市民、ロシア永住許可証保持者、特定の外国人留学生等である。

ロシア入国にビザを要する外国人については、二つの主要な移民制度が存在する。

	HQSとしての労働許可証	一般外国人としての労働許可証
ロシアの給与計算で支給される最低金額	四半期あたり 750,000 ルーブル	移民法では定められていないが、最低賃金を下回ることはできない
労働許可証およびビザの有効期間	最長 3 年	最長 12 ヶ月
取得期間	14 営業日（1 段階、簡素化されたプロセス）	3～6 ヶ月（複数段階、複雑なプロセス）
必要書類	署名された雇用契約書	アポスティーユ付きまたは公認された卒業証明書およびロシア語、ロシアの歴史、ロシア法の基礎に関する知識を証明する証明書（一部例外あり）
滞在登録	ロシア到着後 90 暦日 + 7 営業日以内、個人書類（パスポート、ビザ）の更新後 3 営業日以内、ロシア出国の場合は自動的に登録抹消	ロシア到着後 7 営業日以内、個人書類（パスポート、ビザ）の更新後 3 営業日以内、ロシア出国の場合は自動的に登録抹消

通知

雇用者は、移民当局に以下の事項を通知することが要求される：

あらゆるカテゴリーの外国人従業員との雇用契約または民事契約の締結後、3 営業日以内に報告すること。

あらゆるカテゴリーの外国人従業員との雇用契約または民事契約の終了後、3 営業日以内に報告すること。

四半期の報告期間中に HQS 労働許可証保有者に支払われた給与 - 四半期の翌月末日までに提出すること。

医療検査及び指紋採取

就労目的でロシアに入国する外国人及びその家族(ならびに特定の例外を除く一部のその他のカテゴリーに属する外国人訪問者)は、医療検査を受けその結果を提出するとともに、内務省において写真撮影及び指紋登録を受けなければならない。

外国人は、HQS とその家族、並びにロシアに居住する特定のその他のカテゴリーの外国人を除き、毎年医療検査を受け、診断書を移民当局に提出しなければならない。一方、HQS とその家族は、最初に HQS 労働許可証を取得する時、及び当該許可証が更新される時(すなわち、平均して 3 年ごと)に医療検査を受け、それぞれの時点で所定の当局に診断書を提出する義務を負う。

外国人の活動が、その雇用者が製造し又はロシアに供給した機器の据付作業、据付監修、保証サービス及び保守、又は保証期間経過後の修理に限定される場合、当該個人は特別な据付作業ビザの下でロシアにおいて就労することが認められる場合がある。当該ビザは、ロシアに最大 90 日間の滞在を認めるシングルエントリービザであり、さらに 90 日間の延長が可能である。

労働許可証の受取期間

HQS 従業員は、当局が当該許可証の承認又は更新を決定した後、30 暦日以内に労働許可証を受け取らなければならない。雇用者は、関連する延長申請書を移民当局に提出することにより、かかる受取期間をさらに 30 暦日延長することができる。受取期間(原則として 30+30 暦日)の満了時までには労働許可証が受け取られなかった場合、当該許可証は当局によって自動的に無効とされる。労働許可証の無効に伴い、HQS 及びその家族のビザは次の 15 暦日間は有効であり、その後自動的に無効となる。

電子ビザ

現在、ゲスト、ビジネス旅行者、観光客、又は科学的、文化的、社会政治的、経済的若しくはスポーツイベントの参加者としてロシアに入国する日本を含む 64 か国の市民は、電子ビザを申請することができる。このシングルエントリービザは、それぞれの申請から 4 暦日以内に発行され、ビザの有効期間 120 日以内に最大 30 日間のロシア滞在を認めるものである。

05. 優遇措置、特別税制および支援措置

IT 企業に対する税制優遇措置

以下の表は、IT 企業に適用される現在の税制優遇措置と関連する適格基準を示している。

	法人利潤税	社会保険料	VAT
優遇措置	2025–2030 年の 軽減税率 5%	最大基準額までの所得に対する軽減税率 15.0%、最大基準額を超える所得に対する税率 7.6%	免除
適格基準	・ 収入の少なくとも 70%を占める対象業務 ・ デジタル開発省による認定 (2026 年以降、外国の所有/支配下にある会社に対して制限が導入された)		ロシアソフトウェア登録簿 に含まれるソフトウェア/ データベース

税法上、上記の税制優遇措置の対象となる活動と、対象外となる活動、および IT 企業の区分が定められている。

また、納税者は、ロシアのソフトウェア登録簿に掲載された無形資産の取得価額や、当該ソフトウェアに係るライセンス費用について、2 倍の乗数を適用するという手厚い控除を受けることができる場合があり、その際には当該優遇措置の適用対象となる。

ロシアのイノベーションセンター

ロシア国内におけるイノベーション及び技術研究の奨励を目的として、複数の IT イノベーションセンターが設立されている。例えば、スコルコボ・イノベーションセンター、シリウス(ソチ)、ヴォロビョーヴィ・ゴルイ(モスクワ)がこれに該当する。

イノベーションセンターの居住者として認められたロシアの法人は、特定の研究開発活動の実施を条件に、各種税制軽減措置(法人税 0%、VAT 免除、社会保険料率 15%など)に加え、現金補助金その他のベネフィットを受けられる場合がある。

なお、2026 年以降、IT 企業向けの税制優遇措置とイノベーションセンターの居住者向けの優遇措置を併用することは認められていない。

特別投資契約

(Special investment contracts: SPIC)

SPIC は、ロシア国内における工業製品の製造を伴うプロジェクトへの民間投資を促進する手段であり、国は税制軽減や補助金を含む各種優遇措置を提供する。

SPIC 2.0

SPIC 2.0 メカニズムは、2019 年 8 月に連邦法第 488-FZ「ロシア連邦における産業政策について」(2014 年 12 月 31 日付)の改正を通じて確立された。当該メカニズムは、政府承認の先端技術リストに含まれる技術の実施、またはその開発・実施を促進し、工業製品の量産開始を目的として設計されたものである。

SPIC 2.0 契約の期間は、投資額が 500 億ルーブル以下の場合には最長 15 年、当該金額を超える場合には最長 20 年締結される。SPIC 2.0 には最低投資額の要件はなく、参加者は競争プロセスを通じて選出される。

2020 年、ロシア政府は SPIC 2.0 の更新メカニズムを定める政令を発行し、契約締結およびその履行監視の規則を定めた。

SPIC 2.0 メカニズム(産業貿易省および農業省を通じて)の下での契約締結に必要なすべての規制行為は現在採択済みであり、780 項目以上を含む先端技術リストもこれに含まれる。

SPIC 2.0 Technologies

2020 年 11 月 28 日、ロシア政府は SPIC 2.0 契約締結のための先端技術リストを承認する指令第 3143-r 号を発行した。以降、当該リストは数回にわたり更新されている。特に、2024 年 8 月には 47 項目(2024 年 8 月 12 日付指令第 2141-r 号)、2025 年 7 月には 21 項目、2025 年 11 月にはさらに 11 項目(2025 年 11 月 22 日付指令第 3408-r 号)が追加され、無線電子工学、医学、エネルギー、冶金、化学、農業、新材料の各分野の技術を網羅している。

当該リストに自社の技術が含まれる企業は、SPIC 2.0 の入札に参加し、同契約に基づく国家支援(税制軽減、安定した事業環境の保証、工業製品のローカライゼーション、単一供給者ベースでの国家発注へのアクセス、補助金の交付、その他の支援措置)の受領について交渉する権利を有する。

SPIC 1.0 の再検討

2022 年 3 月 14 日付け大統領は連邦法「特別投資契約の規制に関する連邦法の改正に署名した。

この法律は、新たな製造プロジェクトへの投資を促進するとともに、2016 年から 2019 年にかけて SPIC 1.0 契約を締結した投資家に対する制裁措置の悪影響を緩和することを目的としている。これは、ロシアの経済回復力と産業を支援する新たな一連の措置の一部である。

2019 年 8 月 2 日付連邦法第 290-FZ 号の主な改正点は以下のとおりである。

- 既存の SPIC 1.0 契約の有効期間を 10 年から 12 年に延長することを認める。
- 従来の SPIC 1.0 メカニズムと SPIC 2.0 による契約締結を認める。

これら二つの国家支援手段の併存は、投資プロジェクトの目的に最も適したメカニズムを選択する余地を企業に広げるという点で、確かに有益である。一般に、SPIC 1.0 は、新たな画期的技術を必要としない大規模な設備更新や生産拡張プロジェクトに適している。一方、SPIC 2.0 は技術志向型であり、最新技術の導入に最も適しているとされる。

税制関連支援措置

税法では、法人税、資産税、鉱物採掘税、社会保険料などについて、軽減税率を適用する一連の税制優遇措置が定められている。これらの優遇措置の多くは、「投資と引き換えの税負担軽減」を原則としており、固定資産への投資や新たな生産設備の設置を伴うプロジェクトを実施する企業に対して、税負担の軽減を提供するものである。

▶ 特別投資契約 (Special investment contracts SPIC)

本優遇措置は、工業製品の製造に資する技術の導入、または技術の開発・導入を目的としたプロジェクトを実施する投資者を対象とする。

優遇措置の内容

- 法人税率を 0% への引下げ
- 固定資産に係る加速減価償却
- 不利な税制変更からの保護

なお、優遇措置の総額は、資本投資額の 50% を上限とする

▶ 投資保護・促進協定 (Investment Protection and Promotion Agreements IPPA)

IPPA は、特定のセクターおよび事業活動を除き、ロシアの経済分野における新規投資プロジェクトを実施する事業者との間で締結される。

優遇措置の内容

- 鉱物採掘税の税率を引下げる逡減係数の適用
- 不利な税制変更からの保護

▶ 経済特区 (Special economic zones SEZ)

優遇措置は特定の地域で利用可能であり、SEZ の種類 (全部で 5 種類ある) および地域によって優遇措置が異なる場合がある。

優遇措置の内容:

- 法人税率を 2% に引下げ (技術開発および観光・レクリエーション SEZ の居住者は 0%)
- 資産税を 10 年間免除
- 土地税を 5 年間免除 (特定の種類の SEZ の場合)

▶ 北極圏における優遇税制

優遇措置はロシアの特定地域において利用可能である。最低投資額は 100 万ルーブルに設定されている。

優遇措置の内容

- 法人税率を 0% に引下げ (ただし、鉱物採掘およびその他の多くの活動を行う納税者は対象外)
- 鉱物採掘税額を実際に行われた投資額に応じて軽減 (税額の 50% を上限とする。ただし、石炭および炭化水素の生産は対象外)
- 支払った社会保険料の 75% を補助金として還付 (そこで実効税率は 7.5% に相当)

▶ 地域投資プロジェクト (Regional investment projects RIP) への優遇税制

優遇措置はほとんどのロシアの地方自治体で利用可能である。最低投資額は、(1) 3 年間で 5,000 万ルーブル、または (2) 5 年間で 5 億ルーブルである。

優遇措置の内容:

- 法人税率を 0% に引下げ
- 極東地域およびシベリアの特定の地域で実施されるプロジェクトについて、鉱物採掘税率を 0% に引下げ、10 年間で段階的に引き上げる

優遇措置は、投資プロジェクトで行われた資本投資の額に限定される。

▶ 優先開発地域 (Priority development areas PDA) の優遇税制

優遇措置はロシアの特定の地方自治体で利用可能である。最低投資額は 50 万ルーブルである。

優遇措置の内容:

- 法人税率を最初の 5 年間は 0% に引下げ、続く 5 年間は 10% に引下げ
- 鉱物採掘税の実効税率を 0% に引下げ、10 年間かけて段階的に引き上げ (軽減額は資本投資額を上限とする)
- 社会保険料率は 10 年間、7.6% に引下げ
- VAT は申告手続きによる還付が可能
- 不利な税制変更からの保護

同様の優遇措置 (MET 優遇措置を除く) は、ウラジオストク自由港の居住者も利用可能である。

地方自治体の政令により、IPPA、RIP、SPIC の契約者、およびウラジオストク自由港、PDA、北極圏の居住者に対して、資産税、車両税、土地税の軽減を規定することができる。

なお、上記のいずれの制度についても、その適用開始および終了を定める一連の規則や基準が存在することに留意する必要がある。これらの規則や基準は、優遇措置の種類、プロジェクトが実施される地域、さらにはプロジェクト自体の性質によって異なり得るため、詳細な分析が必要となる場合がある。

06. ロシアにおける通関規制

ロシアとユーラシア経済連合 (EAEU)

ロシアはユーラシア経済連合 (EAEU) の加盟国である。EAEU には、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、キルギスタンも含まれている。同連合は、共通の通関規制体系および共通の関税制度を有しており、物品、サービス、資本、労働力の自由な移動を保障している。

関税および関税上の優遇措置

ロシアに輸入される物品には、品目に応じて 0% から 20% の関税が課される。一方で、食品、医薬品、電子機器、消費財など、一部の輸入品については関税上の優遇措置が講じられている。これらの優遇措置の一部は、輸入品が指定された用途 (例: 製造での使用) に供されることを条件としている。また開発途上国から輸入される特定の物品については輸入税率が 25% 低減され、後発開発途上国からの物品については完全な免除が適用されるという優遇措置もある。

関税上の優遇措置は、自由貿易協定 (FTA) に基づいても適用される。EAEU はベトナムおよびセルビアとの協定を長年有している。ロシアは、CIS 諸国およびジョージアとの間で自由貿易体制を運営している。2025 年には、EAEU がインドネシア共和国、モンゴル、UAE との自由貿易協定を締結した。

2019 年には EAEU 諸国がシンガポールとの自由貿易協定を発効させており、2018 年にはロシアが中国との経済協力協定を締結している。さらに、エジプト、イスラエル、インドとの自由貿易協定の締結に向けた交渉も進行中である。

輸入関税の引上げ

非友好国を原産地とする特定の種類の物品 (アルコール、一部の食品、化粧品、衣料品等) については、EAEU 域内で定められた通常の税率と比較して、より高い輸入関税率が適用される。この措置は 2027 年末まで有効である。この点を踏まえ、企業にとっては、適切に執行された非特惠原産地証明書を取得することが不可欠となる。これを怠った場合、一部の物品については最大 50% の追加輸入関税が課されるリスクがある。

製品の技術規則への適合を証明するための簡素化手続きは、2026 年 9 月 1 日まで延長されている。物品の輸入に際し、適合宣言が、実験室での試験を伴わずに、輸入者の証拠に基づいて提出できる場合がある。

製造設備の輸入

分解された状態での製造設備の輸入を対象とした簡素化手続きが導入されている。

ブランド品の輸入

商標が付された特定カテゴリーの物品 (衣料品、電子機器、食品、輸送機器等) については、商標権者の許可を得ることなくロシアに輸入することができる。この並行輸入の合法化措置については、2026 年末までの延長が提案されている。ただし、当該措置の対象となる物品カテゴリーのリストは随時改正されるため、最新の情報を継続的に把握することが重要である。

インターネット取引

2023 年 12 月、EAEU 諸国は、個人向けにインターネット上で販売される物品を対象とした EAEU 関税法の改正議定書に署名した。この改正は、電子商取引事業者が関与する場合の物品の通関手続きに関し、特定の簡素化要件を定めている。新たな規則は未だ発効していないが、2026 年中に全 EAEU 諸国による批准手続きが完了する見込みである。

保税制度

関税法は、関税地域内加工など、特定の保税手続きを定めている。この手続きにより、完成品を第三国に輸出することを前提に、原材料を無税でロシアに輸入し、加工・製造することが認められる。

また、税関の保税倉庫は、関税を支払わずに、物流ルートの最適化や、倉庫内でのマーキング等の各種作業を可能にするために用いられている。

自由関税区域

ロシア国内に約 50 か所の経済特区 (SEZ) が設置され運営されている。経済特区とは、高度に発達したインフラを備えた指定区域であり、企業は当該区域内に工場を建設し、生産活動におけるさらなる使用または自社需要を目的として、外国製品を無税で輸入することができる。また、こうした区域内で生産された製品は、第三国に輸出したり、ロシア国内市場で販売したりすることも可能である。

認定事業者 (Authorized Economic Operator/AEO) ステータス

AEO ステータスを取得すると、通常の輸入者には認められていない貿易取引における特別な簡素化措置を利用できるようになる。これにより、物流の最適化が可能となり、通関手続きに伴う金銭的・時間的コストを最小限に抑えることができる。

ロシア連邦税関局は AEO 制度を積極的に推進しており、新たな簡素化措置の開発を進めている。例えば、2024 年から 2025 年にかけて、商品を最長 3 年間倉庫に保管できる措置や、多くの種類の商品に義務付けられているデジタルラベリングの実施など、企業にとって重要な簡素化が導入されている。

為替管理法

輸入契約については契約上の義務が 300 万ルーブル相当以上、輸出契約については 1,000 万ルーブル相当以上となる場合、当該契約をロシアの銀行に登録しなければならない。

また外貨建て資金をロシア国内に本国送金することを義務付けている。為替管理法に違反する取引に対しては、行政罰および刑事罰が科される可能性がある。

マーキングおよびトレースの要件

物品のマーキング手続きおよび要件は簡素化された。特に、輸入品は認定事業者の倉庫でマーキングすることができる。さらに、マーキングされた物品に関する取引の管理および要件が緩和された。

輸出制限

ロシアの経済安全保障を確保するため、ロシアにとって極めて重要な特定の物品、設備、技術 (100 品目以上) の輸出を禁止または制限 (すなわち特別な許可の取得義務) する輸出制限措置が導入されている。これらの措置は、2027 年 12 月 31 日まで有効である。

税関検査 (税関監査)

最近の税関監査の傾向から明らかなのは、税関が、輸入者が申告した物品の輸入通関価格に注目しているという点である。とりわけ、輸入者と売手が関連者である場合や、輸入者がロイヤルティ、配当、その他のグループ内のサービス料、および運送費を支払っている場合には、その傾向が顕著である。また、税関は、EAEU 物品分類表に基づく物品の分類や、物品の原産地証明にも焦点をあてている。

アンチ・ダンピング措置

特定の物品 (例: 玉軸受、パイプ、アルミホイールなど) に対してアンチ・ダンピング関税の適用を回避するため、当該物品の輸入および申告に際しては、原産地証明書の提出が必要となる場合がある。実務上重要なのは、当該証明書が適切に作成されていることを事前に確認する点である。これを怠ると、アンチ・ダンピング関税が課される可能性があり、場合によっては 41.5% という高率が適用されることもある。

本措置は EAEU 諸国において広く適用されており、現在までに 70 件以上の調査が完了し、その大半でアンチ・ダンピング関税が課されている。2026 年 1 月 1 日現在、8 件のアンチ・ダンピング調査が依然として進行中である。

原産国

2022年、ユーラシア経済委員会は、輸入者に対する原産地証明の要件を簡素化することを目的とした決定を採択した。これらの改正は企業にとって前向きな内容であり、税関が原産国確認について従来の保守的な姿勢を緩和しつつあることを示している。特に、開発途上国および後発開発途上国を原産地とする物品に対する関税上の優遇措置を申請する目的においては、物品の直接購入要件が撤廃された。

一方で、特惠待遇および非特惠待遇のいずれの目的であっても、原産地の証明に関連する税関の検査はより頻繁に行われるようになっている。輸入者は、事後の監査の結果として原産国が証明できなかった場合、多額の追加関税を支払わなければならない。

2025年には、原産国の確認規則がさらに簡素化された。現在、自由貿易地域から物品を輸入する際には、関税上の優遇措置を適用し、より高い関税率の適用を回避するために、単一の特惠証明書を提出すれば足りるものとされている。

輸出税

2025年1月1日以降、以前はかなり広範囲の物品に適用されていたフレキシブルな輸出税は廃止された。しかし、税関監査の対象期間は過去3年間であることを考慮すると、税関は、輸出税が適用されていた輸出貨物について、違反の可能性を検査することができる。

物品の受領確認システム

本システムは、EAEU諸国から輸入される物品を対象として適用される。当該システムは、ロシアにおける税収の増加と物品の違法流通の最小化を目的としており、以下の2段階で実施される。

- 第一段階: 2026年4月1日から2026年6月30日まで(試験モード)
- 第二段階: 2026年7月1日以降(本稼働モード)

投資プロジェクトに対する関税上の優遇措置

本優遇措置は、投資プロジェクトの実施において使用される原材料、設備、構成部品、および予備部品を、関税を免除した上でロシアに輸入することを認めるものである。ここでいう投資プロジェクトとは、既存の産業、輸送、またはエンジニアリング・インフラ施設の新規建設または近代化を目的とした一連の措置を指す。

当該投資プロジェクトには、以下の要件が課されている。

- 資本投資額が少なくとも2億5,000万ルーブル以上であること
- 経済の優先セクター(70以上のセクターが指定されている)において実施されること
- 当該投資プロジェクトがロシア政府の定めるリストに掲載されていること

07. ブラウンフィールド(既存事業の買収)

ロシアにおける既存事業の買収は、一般的に資産取引または株式取引として組成することができる。

	株式取引	資産取引
取引構成	<p>株式取引は、以下のいずれかの方法で構成することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ロシアの株式会社(JSC)の株式の取得 2. ロシアの有限会社(LLC)の持分の取得 3. ロシアの事業会社を保有する外国持株会社の株式の取得 	<p>資産取引は、売手の貸借対照表上に計上されている特定の資産等を、個別の価格で売却するもの。</p> <p>当該取引の総購入価格は、その後、個々の資産に配分されなければならない。この際、配分された金額は、それぞれの資産の公正市場価格を下回ってはならない。かかる配分を適正に行うことにより、ロシアにおける後継の税務リスクを軽減することができる。</p>
過去のリスクの移転	<p>買主は対象会社の過去の納税債務及びリスクを承継する。したがって、買主は、過去3年間及び現在の間会計期間(または対象年度)を対象とする買収前の税務デューデリジェンスを実施することが重要。</p>	<p>資産取引においては、売手の債務及びリスクは、原則として買主に移転しない。ただし、特定の状況下では、買主が売手の過去の納税債務について責任を負う場合がある。</p>
税務 - 法人税	<p>株式又は持分の取得は税務上中立な取引である。当該取得価額は、将来の処分時における課税標準を形成する</p>	<p>資産の取得は税務上中立な事象である。当該取得に際しては、取得価額がその後の減価償却のための課税標準を形成する</p>
税務 - 源泉税	<p>次の両方の条件を満たす場合、外国企業の株式(持分)の売却によるキャピタルゲインは、25%源泉税の対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 売主がロシアに恒久的施設を有しない外国企業であること ▪ 株式が売却される対象会社が「資産リッチ」であるとみなされること。即ち、当該会社の資産の50%超が、直接的又は間接的にロシア国内の不動産で構成。(この場合、買主は納税代理人として、当該税金を源泉徴収する義務を負うことがある。) <p>ロシアが締結している租税条約のいくつかはこの源泉税率を軽減する場合がある。ただし、現在、特定の租税条約はロシア側によって部分的に停止されている。</p>	<p>ロシア国内税法の下では、売主がロシアに恒久的施設を有しない外国企業であり、かつロシア国内に所在する不動産を売却する場合、当該外国企業が当該不動産の売却から得る所得は、ロシアにおいて25%のキャピタルゲイン税の対象となる。</p> <p>この場合、買主は納税代理人として、当該税金を源泉徴収する義務を負うことがある。</p>
税務 - VAT	<p>株式(または持分)の売却は、VATの対象ではない。</p>	<p>原則、資産の売却はVATの対象となる。買主は、すべての要件を満たす場合、当該VATの相殺・還付を請求することができる。なお、適用されるVAT税率は、資産取引の対象となる資産の種類に応じて異なる場合あり</p>

08. 外国による対露制裁の概要

外国の対露制裁がロシア・ビジネスに与える影響

多くの外国政府は、ロシア国内外におけるロシア関連取引に対し、ブロック制裁、金融制裁、経済制裁、貿易制裁を課している。これらの取引そのものが完全に停止または禁止されているわけではないものの、ロシアでの事業遂行またはロシア企業との取引には、外国の取引相手にとって追加的なコンプライアンスおよびデューデリジェンスの対応が必要となる。ここで留意すべき点として、ロシアの最大かつ最も信用力のある銀行の大半は現在ブロック制裁の対象となっているものの、未だ対象外の銀行も一部存在する。

ロシア経済の多岐にわたる産業部門、特に金融、テクノロジー、製造業を標的とした多数の制裁が存在する。新たなロシアの取引相手との関係構築に際しては、OFAC の 50 パーセント・ルールならびにこれに相当する EU および英国の規則を考慮する必要がある。2025 年 10 月、OFAC は大統領令 14024 号に基づき、ロシアの二大石油企業であるロスネフチおよびルクオイルを、その多数の子会社とともに SDN に指定した。これを受けて英国も 2025 年 10 月にこれらの企業に対する資産凍結を科し、さらに 2026 年 2 月には、石油パイプライン事業者であるトランスネフチを含む約 300 社の事業体を対象とする、2022 年以来最大規模の制裁パッケージを発表した。また、二次制裁のリスクも著しく高まっている。大統領令 14114 号の下では、OFAC はロシアの軍事産業基盤を支援する重要な取引を円滑にする外国金融機関を標的にする権限を有している。

さらに、ロシアに対する多様なサービス(監査、税務・法務サービス、特定の IT およびエンジニアリングサービス等)の提供に関して多数の制限が存在する。ただし、EU・米国企業および他の特定国のロシア子会社は、該当する外国規制当局からの特別ライセンスまたは免除許可に基づき、これらのサービスを引き続き利用できる場合がある。2024 年以降、EU はサービス制限の対象を大幅に拡大してきた。英国は 2025 年 4 月に新たなセクター別ソフトウェア制裁を導入した。EU は第 19 次制裁パッケージ(2025 年 10 月)において、サービス禁止の範囲を特定の AI サービス、商業用宇宙ベースのサービス、ハイパフォーマンス・コンピューティングおよび量子コンピューティング関連サービス、ならびに観光サービスにまで拡大した。また EU は、ロシア国内の 11 の経済特区に設立された事業体との新規ビジネスを禁止し、そのうちの 2 つ(アラブガおよびテクノポリス・モスクワ)については投資の撤退を要求している。

EU 事業者は現在、自社のロシア子会社が EU の対露制裁を遵守すること義務を負っている。2024 年夏の第 14 次制裁パッケージで導入された EU 理事会規則第 833/2014 の第 8 条 a(その後、2025 年 10 月の第 19 次パッケージでさらに発展)は、EU 事業者に対し、EU 域外にある自社の子会社が EU の課した制限措置の適用を「損なう」活動に参加しないことを確保するために最善の努力を尽くすことを義務付けている。同規則は、この要件を満たすためにどのような具体的措置を講じるべきかについて明確に定めておらず、欧州委員会はコンプライアンス体制は「画一的」ではあり得ず、個々の企業に合わせて調整される必要があるとしている。このため、EU 法の観点からは適切とされ得るものの、ロシアの現地規制の観点から実行可能な措置を開発する段階で困難が生じている。2024 年 11 月、欧州委員会は更新された FAQ を公表し、「最善の努力」義務の範囲をさらに明確化した。そこでは、EU 制裁を「回避する」行為についての解釈、知的財産を使用する外国子会社によって生産された商品に対する EU 事業者の責任、および現地法が非 EU 子会社に対する支配の行使を制限する場合に考慮すべき要素についてのガイダンスが示されている。ロシアやその他の第三国に子会社を有する EU 事業者は、このガイダンスに照らして自社のコンプライアンス体制を検討することが望まれる。

総じて、EU は 2022 年以降、ロシアに対して通算 19 件にわたる制裁パッケージを採択しており(現在第 20 次パッケージが議論中)、貿易、エネルギー、金融サービス、技術移転に対する制限を段階的に強化している。最近の主要な動向としては、ロシア産 LNG の全面輸入禁止(第 19 次パッケージにより 2026 年から 2027 年にかけて発効予定)、ロシア産原油の価格上限の引下げ(第 18 次パッケージにより 1 バレル当たり 60 米ドルから 47.6 米ドルへ)、ロシア産一次アルミニウムの直接輸入禁止(第 16 次パッケージ)、ならびに影の船団対策の拡充(現在 550 隻以上の船舶がリスト掲載)が挙げられる。

巻末資料 1: B1-Consult 税務・法務サービス

B1 - Consult の税務・法務部門では、クライアントのニーズに応じた、法務、会計・税務コンプライアンス、国際取引に関する税務・法務、会計システムの導入、人事コンサルティングなど幅広い分野において、包括的で多分野にわたるサービスを提供しております。

法務サービス

- **会社法**: 企業の設立・登録・再編・解散の計画立案と実行支援、国内外の合併・買収・合併事業、株式投資、経営権移転取引のサポート
- **企業ガバナンス**: 経営体制の構築と運用支援
- **商業法**: 契約締結、履行、紛争対応の全般
- **M&A 支援**: 取引前・取引中・取引後の法的アドバイスおよびデューデリジェンス
- **株主間紛争**: 紛争予防策の構築と対応支援
- **独占禁止法遵守**: 競争制限契約、不当価格設定、市場アクセス制限などに関するコンプライアンス対策
- **為替管理遵守**: グループ内債務再構築、ロシア子会社の為替義務対応
- **対制裁措置対応**: 資産・資金の使用可能性の分析、政府委員会や中央銀行への申請支援
- **知的財産 (IP) サービス**: ブランド保護戦略、IP 資産管理システムの構築、オープンソースライセンス遵守のためのデューデリジェンス
- **高額資産保有者向けソリューション**: 資産構造設計、個人投資の構造化、相続計画、家族法対応、ロシア居住者に関する制限・報告義務対応
- **不動産法務**: 不動産取引、投資・融資、建設・EPC、開発、賃貸、登記、PPP(官民連携)・コンセッション、グリーンビルディング、ホテル事業など
- **インフラ・PPP プロジェクト支援**: 交通、社会インフラ、医療、電力、廃棄物処理など分野におけるプロジェクト実行支援
- **個人情報保護サービス**: 個人情報保護法に基づくコンプライアンス体制の構築、データ処理のリスク評価、内部文書の作成・見直し、継続的な監査支援

会計・税務コンプライアンス

- ロシア法および企業要件に基づく会計・税務業務のアウトソース(1C や ERP システムを活用)
- 支払命令書の作成、為替管理法コンプライアンス支援
- 会計報告書・統計・経営報告書の作成・提出
- 税務申告の作成・提出、税計算・納付書の作成
- クライアント作成の税務申告のレビュー
- 税務当局との税務調整、納税証明書・決算報告
- 税務申告の作成と対税務署への説明資料の支援
- 外国法人の駐在員事務所・支店の閉鎖・再編に伴う税務面での支援
- 企業基準に基づく管理機能の実施
- 新しい会計システムへの移行、データベースのローカライゼーション、プロセス文書作成、テスト、初期残高移行支援

間接税

- 2026 年 1 月からの新たな VAT 税率(22%)への対応支援
- ロシアおよび EAEU(ユーラシア経済連合)の間接税法に基づく取引分析
- 契約の再構築による VAT 効率化
- VAT 免除・減免の適用可能性の検討
- 税務当局との訴訟紛争の事前対応
- VAT 還付手続きの支援
- B2C 電子サービスの VAT 登録および納税義務対応
- 外国企業の電子サービス提供に伴う VAT 納付代理業務
- VAT 自動化ツールの提供(申告書の作成、リスクチェック)
- 簡易課税制度下での新しい VAT ルール適用支援

エネルギー・資源分野における税務

- 石油・ガス企業における探鉱・開発活動の税務会計手法の構築
- MET、AIT、消費税パラメータに基づく経済モデルの開発支援
- 税務上の節税機会の特定、税制優遇措置の適正活用
- 製造プロセスの技術的分析を要する複雑な税務課題のアドバイス
- 逆消費税(消費税のリバースチャージ)、乗数適用要件など税務メカニズムの包括的レビュー
- 石油・ガス業界における経済・税務動向に関するセミナー・ウェビナーの開催

移転価格(TP)

- TP コンプライアンスと文書化：関連取引の適正な記録管理によるリスク回避
- TP 実施の効率化：税務機能・事業部門・オペレーション間の統合プロセス構築
- TP 戦略と運用モデルの最適化：税務・関税・人事・財務など多分野連携による効率的体制構築
- TP 紛争対応：事前戦略立案、APA 検討、監査防御、行政審査、ADR、MAP 協議、訴訟支援

会計システムの導入、自動化

- 法定会計・税務報告のローカライゼーション、業務モジュールの導入、企業 IT 環境への統合
- SAP、1C、Oracle など主要プラットフォームでの豊富な導入実績
- プロジェクトマネージャー、アーキテクト、開発者、テスト担当など、包括的な人材体制

タックスモニタリングへの移行支援

- TM 移行の全フェーズにおける支援
- 移行準備度のギャップ分析
- TM 要件に適合する業務プロセス・コントロール・IT システムの改善
- 必要書類の作成
- 税務当局と連携する税務データマートの構築
- 税務当局・連邦税務署との交渉支援

税務紛争対応

- 税務リスクの特定・評価と対策提言
- 事前の税務調査分析支援
- 税務調査全般のサポート(開始から調査の決定まで)
- 税務調査結果に対する行政・司法上の異議申立て
- 税務調査・納税債務再編に関する法的支援
- 経営層・実質的支配者の納税債務責任からの保護

国際税務支援

- 投資構造のストラクチャー・売却戦略のアドバイス
- PE・税務居住地に関する法務サポート
- ロシア証券・資産投資、鉱業活動、デジタル通貨利用に伴う税務影響の分析
- ロシア取引先との取引書類の作成・レビュー(税務保証条項、グロスアップ条項等)
- 経済的実質要件・主目的テスト・反脱税規定の遵守を証明するディフェンスファイルの作成
- 過剰な源泉徴収による還付申請の可能性の査定と包括的支援

人事・コンサルティングサービス

- ロシア個人所得税の申告義務分析、納税額の計算、確定申告作成の支援
- 申告書の税務署への提出支援、税金支払・還付手続きの代行、税務署側での入金確認
- オンライン上の納税者アカウントの開設・管理
- 個人の節税プランニング、国際間の二重課税条約の適用に関する税務当局との連絡
- 税務調査対応、延滞金・罰金の問い合わせ支援
- 納税証明書・税法上の居住者証明書の取得
- 海外赴任を予定するロシア人従業員向けウェビナー開催

- 給与計算・人事コンプライアンスの診断
- 労働法・人事・雇用に関する税金に関するアドバイス
- 各業種における適正報酬水準の提案
- 駐在員への最適なビザ・移民制度の選定
- 就労ビザ・在留資格の申請・更新手続きの支援
- 医療検査・指紋・写真撮影の手配
- 入国管理法上のヘルスチェック
- 駐在員への人事面や入国管理法上の研修の実施
- 駐在員の義務に関する確認書の作成
- ロシア人従業員の海外赴任に伴う個人書類の認証・公証支援

IT・メディア・通信分野における税務

- IT インセンティブ制度の適用可能性評価、税務面での影響の分析
- IT 企業認定取得の包括的支援
- 既存インセンティブ適用企業に対するヘルスチェック
- グループ内ソフトウェア開発の証明書類作成
- IT インセンティブ取得を目的としたグループ再編に伴う税務リスク評価
- インセンティブ適用のターゲットモデル構築と税務当局への説明
- ロシアソフトウェア登録への対応、登録手続き支援
- 税務当局からの要請に対する防御ファイルの作成
- IT 企業の契約枠組み、報告書テンプレートの作成支援
- インセンティブ適用要件を満たす内部文書の整備
- スコルコボ等イノベーションセンターの税制優遇との併用可能性の検討

投資促進支援

- 最適な投資地域・特別投資制度の選定
- 投資契約締結に向けた事業計画作成
- 投資契約・投資促進契約の締結支援（書類準備、財務モデル作成、当局との交渉など）
- 投資契約に伴う分離会計の方法論の開発
- 既存契約の継続的支援

グローバルトレード・関税管理

- 輸出入および関税手続きの最適化
- 最適な関税手続きの選定、国際取引の構造設計
- 関税優遇・特例措置の活用可能性分析
- EAEU（ユーラシア経済連合）への輸出入のための段階的行動計画の策定
- 第三国からの EAEU 国向け輸出の構造化
- 関税価格の決定・確認、試算価格の算出、当局への回答対応
- 配当・輸送費の控除対応
- 特別簡素化手続きの評価・実施支援
- AEO 認定要件の評価・取得支援
- 商品分類コードのレビュー、事前分類認定の支援
- 原産地証明の適正化、ST-1 証明書の取得支援
- 輸出入活動の関税法遵守状況のレビュー
- 関税過払いの還付支援、関税申告の訂正支援
- ライセンス・許可契約（フランチャイズ、コンセッション）に伴う関税価格へのロイヤルティ反映の分析
- データ管理・分析ツール「Customs Tool」による申告書の自動レビュー・報告書作成・誤り検出
- 関税当局の処分に対する行政訴訟・裁判所提訴支援
- 知的財産の登録（TROIS）、関税当局との連携、並行輸入リスク評価
- 製品追跡・マーク制度の導入支援
- 政府補助金・優遇措置の申請支援
- 現行の規制・関税・物流状況下での事業継続戦略の分析

- 外国取引先の不履行リスク評価
- 経済制裁下での原産地判断リスクの管理
- 法制度変更のためのロビー活動
- 外国による経済制裁・ロシアの制裁対抗措置の影響分析
- 関税価格申告のリスク評価

取引に伴う税金(M&A 関連)

- M&A 取引に伴う税務・法務アドバイス
- 取引対象企業のデューデリジェンス
- 交渉支援
- 取引書類の税務・法務対応
- 売却準備支援
- 売却予定企業のデューデリジェンス

制裁対応

- 米国・EU・英国制裁の影響・リスク評価
- 製品ライン・サプライチェーンにおける輸出制限のリスク分析
- 制裁リスク管理支援
- アプリストア申請用株主・経営陣構成報告書作成
- 取引対象企業の制裁デューデリジェンス
- 許可・特例申請の支援

巻末資料 2: B1 事務所

ロシア

Moscow

Sadovnicheskaya emb., 75
Moscow, 115035
Tel: + 7 495 755 9700

St. Petersburg

White Nights Business Center
Malaya Morskaya st., 23
St. Petersburg, 190000
Tel: + 7 812 703 7800

Vladivostok

Bestuzheva st., 21b, office 202
Vladivostok, 690003
Tel: +7 495 755 9700

Ekaterinburg

Business Center Palladium
Khokhryakov st., 10
Ekaterinburg, 620014
Tel: + 7 343 378 4900

Kazan

Spartakovskaya st., 6, office 1214
Kazan, Republic of Tatarstan, 420107
Tel: +7 495 755 9700

Krasnodar

Sovetskaya st., 30, office 1106 and 1108
Krasnodar, 350063
Tel: + 7 861 210 1212

Novosibirsk

Kronos Business Center
Block A, 10th floor
Sovetskaya st., 5
Novosibirsk, 630007
Tel: + 7 383 211 9007

Rostov-on-Don

League of Nations Business Center
Suvorova st., 91
Rostov-on-Don, 344022
Tel: + 7 863 261 8400

Samara

Delovoi Mir Business Center
Uritskogo st., 19
Samara, 443030
Tel: +7 495 755 9700

Togliatti

Kvadrat Business Center
Frunze st., 14B, office 413
Togliatti, 445037
Tel: + 7 8482 99 9777

Chelyabinsk

BOVID Business Center
26 A Lenina Avenue, Bld. 2
Chelyabinsk, 454007
Tel: +7 495 755 9700

ベラルーシ

Minsk

Klary Tsetkin st., 51, 15th floor
Minsk, 220004
Tel: + 375 17 209 4535

巻末資料 3: 2022～2026 年日系企業向け主なセミナー

次のテーマのセミナーを日系クライアント向けに実施しました。資料をご希望の方は、[B1 Japan desk](#) までご連絡ください。

- ▶ 対口経済制裁へのロシア政府の経済措置（2022年4月、於：EYモスクワ事務所）
- ▶ 今後のロシア事業についての検討課題－欧米企業の動向（2022年6月、於：サンクト・ペテルブルグ日本商工会）
- ▶ ロシア進出法人の継続・縮小・撤退の実務（2022年12月、於：ロシアNIS貿易会）
- ▶ タックス・ヘルス・チェックについて（2023年3月、於：B1モスクワ事務所）
- ▶ 駐在員へのロシア個人所得税・労働許可証について（2023年7月、ウェビナー）
- ▶ 最近の為替管理・資本取引の規制、ロシア労働市場の動向と人事面の課題、租税条約の停止によるビジネスへの影響（2023年10月、於：B1モスクワ事務所）
- ▶ 2024年ロシア人事面の動向について（2023年12月、於：モスクワ日本センター）
- ▶ 最近のロシア法令変更：外資系企業への影響と検討課題について（2024年3月、於：B1モスクワ事務所）
- ▶ 最近のロシア税制・法制のアップデート（2024年6月、於：B1モスクワ事務所）
- ▶ 「新しい」現在の状況下でのロシアにおける知的財産の規制（2024年9月、於：一般社団法人ROTOBO）
- ▶ ロシア人の雇用とロシアにおける日本人の就労に関する最近の留意点（2024年9月、於：モスクワジャパソクラブ）
- ▶ ロシアにおける今後の事業展開のストラクチャーについて：戦略的な選択肢、実務上の課題とリスク（2024年11月、於：B1モスクワ事務所）
- ▶ ロシアの制裁関連の最近の動向について（2025年4月、ウェビナー）
- ▶ ロシア給与サーベイ結果、税制・法制アップデート（2025年10月、ウェビナー）
- ▶ ロシア労働法・入国管理・個人税制のアップデート（2026年2月、ウェビナー）

お問い合わせ先

B1 ジャパンデスク
B1 – Consult LLC
75 Sadovnicheskaya Embankment
Moscow, 115035, Russia
+7 495 755 9700

松本 裕子 ディレクター
+7 985 727 8957
yuko.fite@b1.ru

新庄 和歌子 シニアコンサルタント
+7 926 925 3622
wakako.shinjo@b1.ru

Inogamdjanova Lola (ローラ) シニアアソシエイト
+7 495 755 9700 ext. 88502
lolakhon.inogamdjanova@b1.ru

ABOUT B1 GROUP

B1 Group offers a comprehensive suite of professional services, including assurance, strategy, technology, consulting, transactions, valuation, tax, law and business support.

With over 35 years in Russia and more than 25 years in Belarus, we have built a strong team of professionals with diverse expertise and a wealth of experience in delivering the most challenging projects. B1 Group operates across 12 cities: Moscow, Minsk, Vladivostok, Ekaterinburg, Kazan, Krasnodar, Novosibirsk, Rostov-on-Don, Samara, St. Petersburg, Togliatti and Chelyabinsk.

Our mission is to help clients uncover innovative solutions, drive growth, transform their business and achieve success—all while boosting their financial resilience and nurturing talent.

© B1 – Consult LLC, 2026
All Rights Reserved.

This publication contains information in summary form and is therefore intended for general guidance only. It is not intended to be a substitute for detailed research or the exercise of professional judgment. B1 Group is not responsible for loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication. On any specific matter, reference should be made to the appropriate advisor.

The content of this publication is intended for business customers only.